

教職課程における教師の ICT 活用指導力充実に向けた取組について

令和 2 年 10 月 5 日
中央教育審議会
初等中等教育分科会
教員養成部会

- 「新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ」（令和元年 12 月 中央教育審議会初等中等教育分科会特別部会）においては、児童生徒一人につき一台の端末が利用可能な環境が整備されることで、情報活用能力などの育成に向けた基盤としての資質・能力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じ、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されることとなることが、「2020 年代を通じて実現を目指すイメージ」として掲げられている。
- また、ICT 環境の整備は、インターネットを活用し主体的に調べ発表する活動や、遠隔地にいる児童生徒や専門家と議論する活動などが可能となるなど、児童生徒に対してより良い教育的効果をもたらすものである。特に、GIGA スクール構想の加速により、児童生徒「1 人 1 台端末」の教育環境が実現することで、遠隔・オンライン教育を含め、ICT を活用しながら、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを実現していくことが重要である。
- 今後、教師はこうした環境を活かして指導を行うことが求められるようになるため、教師が ICT 活用指導力の向上に努めることは重要である。具体的には、教師を支援するツールとして ICT を活用するとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に関する指導法だけでなく、ICT を活用して主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をしていく力を身に付けていくことが求められる。
- 教員養成段階においては、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に加えて、平成 28 年 11 月の教育職員免許法の改正及び平成 29 年 11 月の教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の改正により、「各教科の指導法」に情報機器及び教材の活用が新しく追加されることとなり、平成 31 年 4 月から当該内容が盛り込まれた教職課程が始まっている。
- 教職課程を置く各国公立大学、各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）においては、既に取り組の充実に努めていただいていることと思われるが、こうした教職課程の「各教科の指導法」などの授業において学生が教師の ICT 活用指導力について、より実践的に、確実に身に付けることができるように、次のような取組を進めることが必要である。
今後、教師の ICT 活用指導力の向上に関する取組について（本文の下線箇所を中心に）、教員養成部会として各大学等の授業の取組状況をフォローアップする予定である。
- なお、こうした教師の ICT 活用指導力を身に付けていく上で、その前提となる取組として、ICT を活用した学習活動の意義等について学生自らが経験的に理解しておくことも重要であり、このため、特定の科目に限らず教職課程の授業全体で ICT を積極的に活用することが望まれる。さらに、こうした学修を行うためには、教職課程の授業において ICT が普遍的に使用できるよう環境整備に努めることも望まれる。
- また、学校を取り巻く ICT 環境は急速に変化していることから、各大学等の取組もこうした変化に遅れることなく対応していくことが必要である。各大学等においては、学生に最新の教育環境を踏まえた教師の ICT 活用指導力を身に付けさせ、これからの学校現場をリードする人材として育成していくために、より積極的な取組が期待される。

1. 教師の ICT 活用指導力として必要となる資質・能力

- 教師の ICT 活用指導力について、教職課程においては「教育の方法及び技術」や「各教科の指導法」に含めることとする情報機器及び教材の活用として取り扱うこととなる。より具体的な内容としては、教職課程コアカリキュラムにおいて、必要となる資質・能力が到達目標として示されている。
- 「教育の方法及び技術」では次の2つの到達目標が示されている。
 - ① 子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。
 - ② 子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための指導法を理解している。
- 「各教科の指導法」では次のとおり、当該教科の特性に応じた情報機器の活用について、「教育の方法及び技術」で示された2つの到達目標を1つの到達目標にまとめて示されている。
 - ・当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
- また、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目「情報機器の操作」についても教職課程の学生はその単位の修得が必要であり、さらに、大学によっては大学が独自に設定する科目等においても関連する科目が開設されている場合もある。
- このように教職課程においては、教師の ICT 活用指導力について複数の科目にわたって取り扱うこととなるものであることから、各大学等においては、学生が教師の ICT 活用指導力を体系的に身に付けることができるよう、各科目の役割を明確にしながら、教育課程を編成することが求められる。
- 文部科学省においては教師の ICT 活用指導力について、教師が ICT を適切に活用して指導することや、児童生徒が ICT を適切に活用できるようにすること、さらに、校務の情報化を含めた現職の全ての教師に求められる基本的な資質・能力を、「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月改訂）において、以下の A～D の大項目に分類し、さらにそれらを、それぞれ 4 つのチェック項目に分けて示している。
 - ・ A 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力
 - ・ B 授業に ICT を活用して指導する能力
 - ・ C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力
 - ・ D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力
- 例えば、同チェックリストや採用権者の意見を聴きつつ各大学等において作成された同チェックリストに相当するリスト等を参考にして、現職の教師に求められる資質・能力の全体像や個々の内容、水準を十分意識しつつ、これらのリストの各項目を含んだ「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、個々の授業科目のどの部分でこれらの資質・能力を身に付けるのか検証してその結果を公表するなど、各大学等の教育課程の編成に活用することが期待される。
- また、これらのリスト等を参考にして、各科目の到達目標や授業内容（教師の ICT 活用指導力に関する学修量含む。）などについても、教師として必要な資質・能力を培うものとしてふさわしいものとなるよう検討することが考えられる。

○ 「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月改訂）

：文部科学省では、教師の ICT 活用指導力を把握するため、毎年、本チェックリストを基に調査を実施。

「教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」「授業に ICT を活用して指導する能力」「児童生徒の ICT 活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」からなる。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm

2. 教師向け研修資料を活用した実践的な学修

- 各教科等の指導において ICT を活用する際に、単に ICT 機器を指導に取り入れれば、情報活用能力が育成されたり、指導が充実したりするわけではない。各教科等において育成すべき資質・能力を見据えた上で、各教科等の特質や ICT を活用する利点などを十分理解した上で、ICT を活用する場面と活用しない場面を効果的に組み合わせることが重要である。
- 学習指導要領及びその解説においては、各教科等の指導における情報活用能力の育成の在り方や、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、情報機器等の ICT の活用による学習活動の充実について示しているところであり、各教科等の指導に当たって、これらを踏まえることが不可欠である。
- また、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成した「教育の情報化に関する手引」（文部科学省）においては、ICT を効果的に活用した学習場面として、
 - ・一斉指導による学び（一斉学習）
 - ・子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）
 - ・子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）の3つの分類例に分け、これらをさらに細分化した10の分類例が示されている。また、同手引においては、この学習場面に沿って、小学校、中学校、高等学校の学校段階ごとの各教科等別に、ICT を活用した具体例が示されている。
- さらに、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成した動画コンテンツについて、独立行政法人教職員支援機構においては、オンライン講座「学校における ICT を活用した学習場面」などの動画コンテンツをホームページに掲載して提供している。今後、文部科学省においては、各教科等の指導における ICT 活用に係る動画コンテンツを順次作成する予定である。
- 各大学等においては、こうした学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成された「教育の情報化に関する手引」や動画コンテンツ等を、「教育の方法及び技術」や「各教科の指導法」などに活用して、学生が、より実践的に、また確実に教師の ICT 活用指導力を身に付けることができるよう取り組むことが期待される。例えば、教職員向けの活用の仕方として、「教育の情報化に関する手引」や動画コンテンツ等を授業設計や FD・SD に活用してより実践的な授業内容とすること等が考えられる。また、例えば、学生向けの活用の仕方として、「教育の情報化に関する手引」を授業のテキスト又は参考資料として用いること、動画コンテンツの視聴と演習を組み合わせた授業とすること等が考えられる。

○「教育の情報化に関する手引」

：新学習指導要領の下で教育の情報化が一層進展するよう、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会が具体的な取組を行う際に参考となるよう、文部科学省ホームページに掲載。各学校段階・教科等における ICT を活用した指導の具体例等を掲載。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

○オンライン講座「校内研修シリーズ」

：学校内で実施する校内研修で活用できるよう、講義動画などの研修教材について、独立行政法人教職員支援機構のホームページにおいて提供（パスワード等不要）。

教師の ICT 活用指導力に関連しては、令和2年9月現在、No37「学校教育の情報化」、No76「学校における ICT を活用した学習場面」、No78「病弱教育における ICT 活用」が提供されている。

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/theme.html#theme05-04>

○そのほか、教職課程の授業等で活用が考えられる資料

・「各教科等の指導における ICT の効果的な活用について」

：学校での実践事例に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うに当たって参考となるよう、各教科等の指導における ICT の効果的な活用についての参考資料を文部科学省ホームページに掲載。本資料は令和2年9月時点のものであり、今後、

随時更新をしていく予定。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00915.html

- ・「小中高等学校における ICT を活用した学習の取組事例」（令和 2 年 5 月）
：新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業下における家庭での学習を支援するための教育委員会・学校の取組事例を文部科学省において取りまとめ、学校現場での活用に資するよう文部科学省ホームページに掲載。
https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

3. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」であり、確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されるものである（小学校学習指導要領解説【総則編】）。
- また、児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、ICT も活用した指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ることが重要である。これにより、多様な学習活動の展開が期待される。
- 教職課程においては、教育職員免許法施行規則において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容について「各教科の指導法」、「教育課程の意義及び編成の方法」、「教育の方法及び技術」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」に含むものとしている。
- 各大学等においては、各教科等における ICT 活用が情報活用能力の育成につながり、その能力の発揮が各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくという観点から「教育の方法及び技術」、「各教科の指導法」だけでなく、「教育課程の意義及び編成の方法」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」などにおいても教師の ICT 活用指導力に関する内容を積極的に取り扱うことが期待される。

○小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示）（抜粋）

※中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領も同趣旨の記載あり。

第 1 章 総則

第 2 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

第 3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 第 2 の 2 の (1) に示す 情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

第 4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、

繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

○ 教育職員免許法施行規則第3条 表 備考

二 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

38. 令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）

事務連絡
令和6年4月30日

教職課程を置く
国公立大学教職課程担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）

平素から教員養成に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和6年4月26日付で、各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長宛に、別添のとおり、令和8年度（令和7年度実施）教員採用選考試験の実施に関する留意点等について、通知を发出了しました。

この通知の中では、教員採用選考試験の現状を踏まえ、教師志願者の増加を図り、質の高い教師の確保に繋げる観点から、各教育委員会に対し教員採用選考試験の第一次選考の実施日程について前倒しの検討を求めており、今後、各教育委員会において、対応方針の検討が行われていくものと考えております。各大学におかれましては、教員採用選考試験の実施日程等について、地域の教育委員会と情報共有を図っていただくようお願いします。

あわせて、各大学におかれましては、令和4年12月の中央教育審議会答申（「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～）等においても示され、従前からお願いしているとおり、理論と実践の往還を重視する観点から、全ての学生が一律に、教職課程の終盤に教育実習を履修する形式を改め、例えば、通年で決まった曜日などに実施する教育実習や、早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部を代替する方法、異なる学年の学生が同時に参加する形をとることで上級生がメンターとしての役割を担うように工夫するなど、教育実習の在り方を含めた教職課程の見直しを御検討いただきますようお願いいたします。

【参考】

○「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）（中教審第240号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm

○公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示

https://www.mext.go.jp/content/20230531-mxt_kyoikujinzai02-000011998_1.pdf

【別添資料】

令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）

（令和6年4月26日付6文科教第261号）

<本件担当>

文部科学省教育人材政策課企画係

Tel：03-5253-4111（内線：3970）

Mail：kyoikujinzai@mext.go.jp

39. こども基本法の施行について（令和5年4月1日通知）

こ総政第2号
令和5年4月1日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

こども基本法の施行について（通知）

こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）については、昨年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されます。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知願います。また、参考資料として、質疑応答集（Q&A）（別紙）をとりまとめたので、併せて周知をお願いします。

記

第1 法制定の目的（第1条関係）

これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務となっている。

このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定された。

第2 定義（第2条関係）

1 こども

本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。

2 こども施策本法における「こども施策」は、（1）こどもに関する施策と（2）一体的に講ずべき施策からなる。

（1）こどもに関する施策とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものと解され、その具体的な例が、第2項各号に列記されている。

（2）一体的に講ずべき施策とは、例えば、

- ・主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）

- ・「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

といった施策が含まれると解される。

このように、（1）こどもに関する施策と（2）一体的に講ずべき施策からなる「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策

など幅広い施策が含まれる。

なお、国民全体の教育の振興については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われるものである。こども基本法の目的・基本理念は、教育基本法第1条に定める「心身ともに健康な国民の育成」という「教育の目的」と通ずるものである。

なお、教育に係る個別作用法の運用に当たっては、これまでも日本国憲法、児童の権利に関する条約の趣旨が考慮されてきたところ、こども基本法の制定を機に、これらと合わせて基本法の趣旨が考慮されるべき旨を徹底していくことが求められる。

第3 基本理念（第3条関係）

こども施策を行うに当たっての基本理念を規定している。

第1号は、日本国憲法第11条の基本的人権の保障、同第13条の個人の尊重、同第14条の法の下の平等、さらには、児童の権利に関する条約第2条の差別の禁止の趣旨を踏まえて、規定されている。

第2号は、児童の権利に関する条約第6条の「生命に対する権利」の趣旨を踏まえて、こどもの成長を支えることを定めている。

第3号は、児童の権利に関する条約第12条の「児童の意見の表明の権利の確保」の趣旨を踏まえ、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達程度に応じて、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定した。「自己に直接関係する全ての事項」とは、児童の権利に関する条約第12条と同様、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項と解される。また、「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、本法第11条で規定されているこども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。

第4号は、こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、こどもの意見が、その年齢及び発達程度に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものである。国では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組むことを、政府全体の方針としており、この「基本方針」でいう「こども政策」には、こども自身に直接関係する事項以外の事項が当然に含まれている。「児童の最善の利益」の考慮とは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することであり、「こどもの意見がその年齢及び発達程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

第5号は、児童の権利に関する条約の前文及び第18条の趣旨を踏まえ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことを定めたものである。また、家庭での養育が困難なこどもに対して、その健やかな成長のために同様の養育環境を確保することを定めたものである。

第6号は、子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを示したものである。

第4 責務等（第4～7条関係）

国・地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課している。事業主に対しては、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課している。また、国民に対して、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課している。

第5 年次報告（第8条関係）

こどもをめぐり状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告（こども白書）を、毎年、国会に提出することを規定している（いわゆる法定白書）。

こども白書は、従来の「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」（本基本法により改正され法定白書化）の内容が盛り込まれ、1つの白書として、国会に提出されることとなる。

第6 こども大綱（第9条関係）

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなる。

こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく。

第7 都道府県こども計画、市町村こども計画（第10条関係）

都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。

都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

地方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待される。

第8 こどもの意見の反映（第11条関係）

国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めている。

ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解される。また、ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解される。

児童の権利に関する条約第12条では、個々のこどもに直接影響を及ぼす司法上・行政上の決定・措置に関する手続において当該こどもに対して意見を聴取する機会が与えられることが定められている。この趣旨を踏まえ、本法第3条第3号が規定されている。

一方、本法第11条は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」、つまり、こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めている。

こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられるが、例えば、以下のような手法が想定される。

- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。
- ・審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
- ・こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

こどもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要である。具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、様々であると考えられる。

また、当該施策が、（1）こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする「こどもに関する施策」であるのか、（2）主たる目的はこどもの成長に対する支援等ではないがこどもや子育て家庭に関係する施策等である「一体的に講ずべき施策」であるのか、一律に判断することは難しいが、（1）「こどもに関する施策」は、（2）「一体的に講ずべき施策」と比較すると、相応のプロセスが求められるものと考えられる。

こども施策を決定する主体（各省各庁の長、地方公共団体の長等）が、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性などもしっかり考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断することとなる。

こどもの最善の利益を実現する観点から、当該施策の主たる目的等の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

こどもからの意見聴取に当たっては、こどもが意見を言いやすい環境づくりや、こどもの意見を聴く職員の姿勢、さらに、こどもと近い目線でこどもを支え、こどもの声を引き出す、ファシリテーターやサポータ

一のような役割も重要である。

また、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望まれる。

こども家庭庁において、今後、国や地方公共団体の取組を促進していく。

第9 総合的かつ一体的な提供のための体制整備（第12条関係）

こども施策において長年の課題とされてきた、年齢の壁、こどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これら3つの壁を打破し、統合的、一体的に支援を提供していくために規定された。

第10 関係者相互の有機的な連携の確保等（第13条・第14条関係）

こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要であり、第13条においては、国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が、第14条においては、有機的な連携の確保に資するための情報通信技術の活用について、それぞれ定められている。

地方公共団体における連携の確保のための手段として、協議会を組織することができることとされている。協議会の構成員としては、当該地方公共団体で医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う行政機関、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等が想定されている。

本法における「協議会」とは、例えば、個別法に基づき置かれる以下のような協議会等（※）を含むものとして、包括的に規定されており、これらとは別の新たな協議会の設置を求めているものではないと解される。

- ・地方青少年問題協議会法に基づき、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図る、都道府県青少年問題協議会・市町村青少年問題協議会。
- ・子ども・子育て支援法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の調査審議等を行う合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）。
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づき、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会。
- ・児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会。

※上記と類似する機能を持つ条例等に基づく合議制の機関を含む。

第11 本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知（第15条関係）こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方を、こどもをはじめ、広く国民に周知するために規定された。今後、こども家庭庁を中心に、関係省庁が連携して、あらゆる機会を通じて、当事者であるこども、保護者や教職員などのこどもと関わる大人のほか、広く社会に対して、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知していく。

第12 こども施策の充実及び財政上の措置等（第16条関係）

政府に対し、こども大綱の定めるところにより、こども施策の一層の充実を図るとともに、それに必要な予算の確保を図るための財政上の措置等を講ずる努力義務を課したものであり、閣議決定するこども大綱に基づき、一定の期間の中で、目標の達成に向け、財政的な見通しも持ちながら、施策を充実させていくことが求められている。

第13 こども政策推進会議（第17条～第20条関係）

従来の少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議等を統合する形で、こども家庭庁に、内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」が置かれることとなった。こども政策推進会議は、こども大綱の案を作成し、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔の役割を果たしていく。また、こども大綱の案の作成に当たり、こども、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の幅広い関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されている。

こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

施行日：令和5年4月1日

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づき都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
 - ※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする
 - ※ 「地方公共団体」とは、**地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体**を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども基本法に関するQ&A【第1版（令和5年4月版）】

※ 本Q&Aは、適宜のタイミングで更新する予定。

【第2条関係】

Q1 「こども」の定義はなぜ平仮名でされているのか。

A1 「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」をいい、一定の年齢による上限を設けていない（Q2参照）。法令においては年少者や若年者を表すものとして、漢字の「子」に平仮名の「ども」で「子ども」や「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令で様々であること、また、当事者であるこどもにとってわかりやすく示すという観点から、平仮名の「こども」の表記を用いている。

Q2 「こども」の対象年齢はいくつまでか。

A2 18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体発達の過程にある人を「こども」としている。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう支えていく。

【第6条関係】

Q3 事業主の努力に係る規定の趣旨は何か。

A3 長時間労働などが男女の仕事と子育ての両立の難しさにつながっている現状に鑑みると、こどもの健やかな成長のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現など、国・地方公共団体のみならず、事業主の果たす役割も大きいといえる。

Q4 現行の3法律に基づく白書・大綱をなぜ束ねるのか。

※なお、少子化社会対策基本法においても、子育て支援の観点から、事業主の努力に関する規定を設け、「事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう……必要な雇用環境の整備に努めるものとする。」と定められている。【第8条・第9条関係】

A4 現行の「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の3つの法律の下では、別々の閣僚会議の下で別々の大綱が作成されてきた。これら3つの法律は、それぞれ目的は異なるものの、こども施策に関する法律であり、重なり合う範囲も大きい。こども基本法では3つの法律に基づく施策の大綱及び施策に関する国会報告（白書）を一本化されることとなった。これにより、全体として、統一性のあるこども施策の大綱が策定され、また、白書についても、重複した説明のない、体系的に分かりやすいものとなる。また、こども基本法に基づく大綱が策定され、白書が提出された場合には、3つの法律に基づく大綱も策定され、白書も提出されたものとみなされるので、行政の事務的な負担も軽減されると見込まれる。

Q5 令和5年度の年次報告はいつ頃公表されるのか。また、こども白書が作成された場合、「少子社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」は廃止になるか。

A5 令和5年の年内に国会報告することを想定している。白書は年次報告であるため既存の白書自体が廃止されるものではないが、こども白書には、これまで別々に作られてきた。3つの内容が盛り込まれ、1つの白書として国会に提出されることになり、今後は、こども白書の報告をもって各白書の報告とみなすこととなる。

Q6 こども大綱はいつ頃公表されるのか。

A6 内閣官房に置かれたこども政策の推進に係る有識者会議において令和5年3月にこども大綱の策定に向けた論点として、第2次報告書を取りまとめたところ（※）。

（※） https://www.cfa.go.jp/councils/seisaku_yushikisha/

令和5年4月以降、総理大臣を長とするこども政策推進会議において、こども大綱の案の作成方針を定めた上で、こども家庭審議会において具体的な調査審議を進めていく。その後、こどもや若者などを対象とした公聴会やパブリックコメントなどを経た上で、こども大綱の案をこども政策推進会議が作成し、閣議決定する予定としている。

Q7 こども大綱が作成された場合、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」は廃止になるか。

A7 こども大綱の策定により、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」いずれも現行の大綱は廃止され、こども大綱に一元化されることになる。今後は、こども大綱の策定をもって既存3大綱の策定とみなすこととなる。

【第10条関係】

Q8 都道府県こども計画及び市町村こども計画に記載すべき要素は何か。

A8 都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下、「自治体こども計画」という。）は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされている。

国のこども大綱は、法第9条第3項において、

- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

を含むものでなければならないとされており、したがって、こども大綱を勘案して作成する自治体こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解される。

Q9 自治体こども計画は、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとして作成できるか。

A9 法第10条第4項及び第5項のとおり、自治体こども計画を作成するにあたり、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとして作成することが可能となる。

Q10 自治体こども計画を、デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略と一体のものとして作成できるか。

A10 こども大綱は、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱、少子化社会対策大綱の内容を含むものとして策定されるもので、自治体こども計画は、こども大綱を勘案して、これらに相当する内容が含まれる必要があることから、仮に地方版総合戦略と一体のものとして作成する場合には、これらに相当する内容を含めるとともに、地方版総合戦略としての内容を備える必要がある。また、自治体こども計画は各自治体におけるこども施策に全体として統一的に横串を刺すものとして、住民にとってわかりやすい内容となるようにする必要があり、仮に地方版総合戦略と一体のものとして作成した場合にも、住民が混乱を招くことがないよう細心の注意を払う必要がある。

Q11 自治体子ども計画とは別に、こども大綱のうち子どもの貧困対策に関する事項に係る部分を勘案して、子どもの貧困対策に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策に関する都道府県計画や市町村計画を定めることもできるか。

A11 可能である。ただし、その場合であっても、内容として、自治体子ども計画には子どもの貧困対策の推進に関する事項が含まれること（例えば、別に定める子どもの貧困対策に関する計画の概略を記載しつつ、当該事項の詳細に関しては別に定める子どもの貧困対策に関する計画を参照する旨を明記するなど）が必要である。

Q12 自治体子ども計画を策定するにあたって、こども大綱以外で策定指針のようなものは提供見込みか。提供されるとしたらいつ頃が見込まれるか。

A12 詳細な時期は現在検討中であるが、こども大綱が策定されるまでの間、引き続き情報提供を行う予定である。令和5年度予算では、都道府県、市町村が自治体子ども計画を策定するにあたって必要な経費について支援する補助金を計上しており、要綱・要領については追ってお示しする。

Q13 令和5年度は、自治体子ども計画の作成に係る補助事業があるが、令和6年度策定の場合にも令和5年度同様の助成事業が想定されているか。

A13 令和6年度以降の事業については、現時点では未定であるが、地方自治体における自治体子ども計画の策定の支援に努めてまいりたい。

Q14 令和5年度に子どもの貧困対策に関する計画と子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査、令和6年度に計画の見直し作業を実施予定であるが、自治体子ども計画策定支援事業の補助率 1/2 が該当するか。また、該当する場合は、令和5年度、令和6年度ともに該当するか。

A14 自治体子ども計画策定支援事業は、自治体子ども計画の策定に向けた調査（例えば、子ども・若者の意識調査など）を対象とすることを想定しており、個別の調査や取組（例えば、子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査など）のみを行う場合には、自治体子ども計画策定支援事業の対象にならない。こども大綱は、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱、少子化社会対策大綱の内容を含むものとして策定されるもので、自治体子ども計画は、こども大綱を勘案して、これらに相当する内容が含まれる必要があることから、自治体子ども計画の策定に向けた調査にあっても、これらに相当する内容の調査が含まれる必要がある。その際、①総合的な調査として1つの調査でまとめる、②個別の調査を複数行うことで全体として内容が含まれるようにする、どちらも可能であるが、②の場合には、複数行う調査の全体を補助申請時にあらかじめ示し、全体として自治体子ども計画の策定にあたって含めるべき内容が全て入っていることを示す必要がある。また、令和6年度以降の事業については現時点では未定であるが、地方自治体における自治体子ども計画の策定を支援できるよう検討してまいりたい。

Q15 市町村でこども計画を作る際に、複数の自治体で1つの計画を作成できるか。

A15 可能である。広域連合や一部事務組合も対象にする予定である。

Q16 現在の子ども・子育て支援事業支援計画の次期計画策定と合わせてこども計画を策定することを検討しているが、国として自治体こども計画をいつまでに策定することが望ましいと考えている

A16 自治体こども計画は、こども大綱を勘案して作成することになっているため、こども大綱の策定以降に作られることを想定している。子ども・子育て支援事業計画などの他の計画との関連を踏まえた具体的な策定スケジュールについては、地域の実情に応じて、各自治体で御判断いただくものと考えている。

Q17 こども基本法第9条には、こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、必要な事項を定めることとされている。こども施策は、こども基本法第2条第2項において(1)こどもに関する施策、(2)一体的に講ずべき施策とされているため、こども大綱には(2)で想定されている教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に係る事項が盛り込まれることになり、こども大綱を勘案して作成する必要がある自治体こども計画も同様の範囲の事項を盛り込む必要があるか。

A17 法第2条第2項の「一体的に講ずべき施策」は、教育施策・雇用施策・医療施策等の全般を指すものではなく、教育施策・雇用施策・医療施策等のうち「主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関連する施策」であり、こども大綱にはこれらの施策も盛り込まれる。自治体こども計画は、こども大綱を勘案して作成することとなっており、こども大綱と同様に、教育施策・雇用施策・医療施策のうち「主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関連する施策」に相当する事項が盛り込まれるものと解される。

Q18 次世代育成支援対策推進法は令和6年度末を期限とする時限立法だが、再び延長される見込みか。それともこども基本法に規定される自治体こども計画がその役割を担うため、延長されない、もしくは延長されたとしても自治体こども計画策定の規定は削除される見込みか。

A18 次世代育成支援対策推進法の延長等については、現時点では未定であるが、今後とも情報提供していく。

Q19 こども計画の策定に係る外部意見の取入れ、計画の進捗確認・評価のための体制が必要と考えるが、そのための体制は、こども基本法第13条に掲げられている「関係者相互の有機的な連携体制」を想定されているのか。

A19 法第13条第2項は、こども施策の適正かつ円滑に実施に向けた関係者相互の有機

な連携体制について一般的に規定しているものである。一方、第 11 条は、こども 施策 に対するこども等の意見の反映について規定され、自治体こども計画の作成・推進に当 たっても意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められるが、具体的な方 法や体制は、地域の実情に応じて各自治体に御判断いただくことになる。

【第 11 条関係】

Q20 こども施策へのこどもの意見反映は、必ず取り組まなければならないのか。

A20 法第 11 条において、国及び地方公共団体に対し、こども施策の策定、実施、評価に当 たっては、その対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを 義務付ける規定が設けられている。令和 5 年 3 月に内閣官房においてこども政策決定過程 におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究を行い、報告書を取りまと めたので、御確認いただきたい（※）。

（※） https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei_process/

Q21 こどもの意見はどのような手法で聴けば良いのか。

A21 令和 4 年度に実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り 方に関する調査研究」の報告書においては、こどもの意見を聴く際にはデジタルネイティ ブ世代のこどもや若者にとって身近で有用な手段であるデジタルツールを有効に活用し つつ、様々な手法を併用し、多様な選択肢を用意するべきであるとされており、

例えば、

- ・対面やオンラインでの意見交換、SNSを活用したチャット形式の意見交換。
- ・インターネットによるアンケート、児童館や青少年センター等こどもや若者の居場 所を 通じたアンケート。
- ・こども・若者を対象としたパブリックコメント。
- ・審議会・懇談会等へのこどもや若者の参画。
- ・学校、児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の活動の場や生 活の場 に出向いた意見交換。

などの手法を用意することが考えられる。

これらは例示であり、全て実施しなければならないというものではない。個々の施策の目 的や内容、意見を聴くこどもや若者の状況や特性によっても最適な手法は多様であるため、 様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会を確保することが重要である。令和 5 年 3 月に内閣官房こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関 する検討委員会において調査研究報告書を取りまとめたので、御確認いただきたい。

Q22 こどもの意見反映のための予算措置としてどのようなことを検討すれば良いか。また、国から地 方公共団体への補助事業などは検討しているか。

A22 既定の経費の中で対応するほか、委託実施のための経費を予算措置すること等が考えら れる。なお、こども家庭庁においては、地方自治体へのファシリテーター派遣に加え、フ

アシリテーター養成プログラムや行政職員向けガイドラインの作成に向けた調査研究を進め、そうした情報の提供や好事例の横展開等を通じて地方自治体の取組を支援していく。

Q23 意見を反映させるために必要な措置を行う「地方公共団体」に、地方公共団体が設置する公立学校は含まれるのか。

A23 法第 11 条にある「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる一方、地方公共団体が設置する公立学校、公立病院、地方公営企業等は含まれないものと解される。

Q24 各学校は法第 11 条に基づいて校則の見直しを行う必要があるのか。

A24 法第 11 条は、校則の見直しについて各学校に義務を課すものではないが、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられる。例えば、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが必要である。校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

【第 13 条関係】

Q25 法第 13 条第 2 項に基づいて協議会を組織した場合、その旨を対外的に明確化する必要があるか。また、すでに個別法に基づき存在する協議会等を、法第 13 条第 2 項に基づき組織した協議会と位置付けなければならないか。

A25 国においては、既存の協議会等を法第 13 条第 2 項に基づき組織する協議会であること等について明確化することや、複数の個別法に基づく協議会等を同条第 2 項に基づき組織する協議会として位置づけることは要請しておらず、自治体の裁量に任せている。

【第 14 条関係】

Q26 「情報通信技術の活用」として具体的にどのような措置を想定しているか。

A26 例えば、地方自体において、個々の子どもや家庭の状況を利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野横断的に連携し、個人情報との適正な取り扱いに配慮しながら、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、アウトリーチ支援につなげる情報・データ連携が想定される。

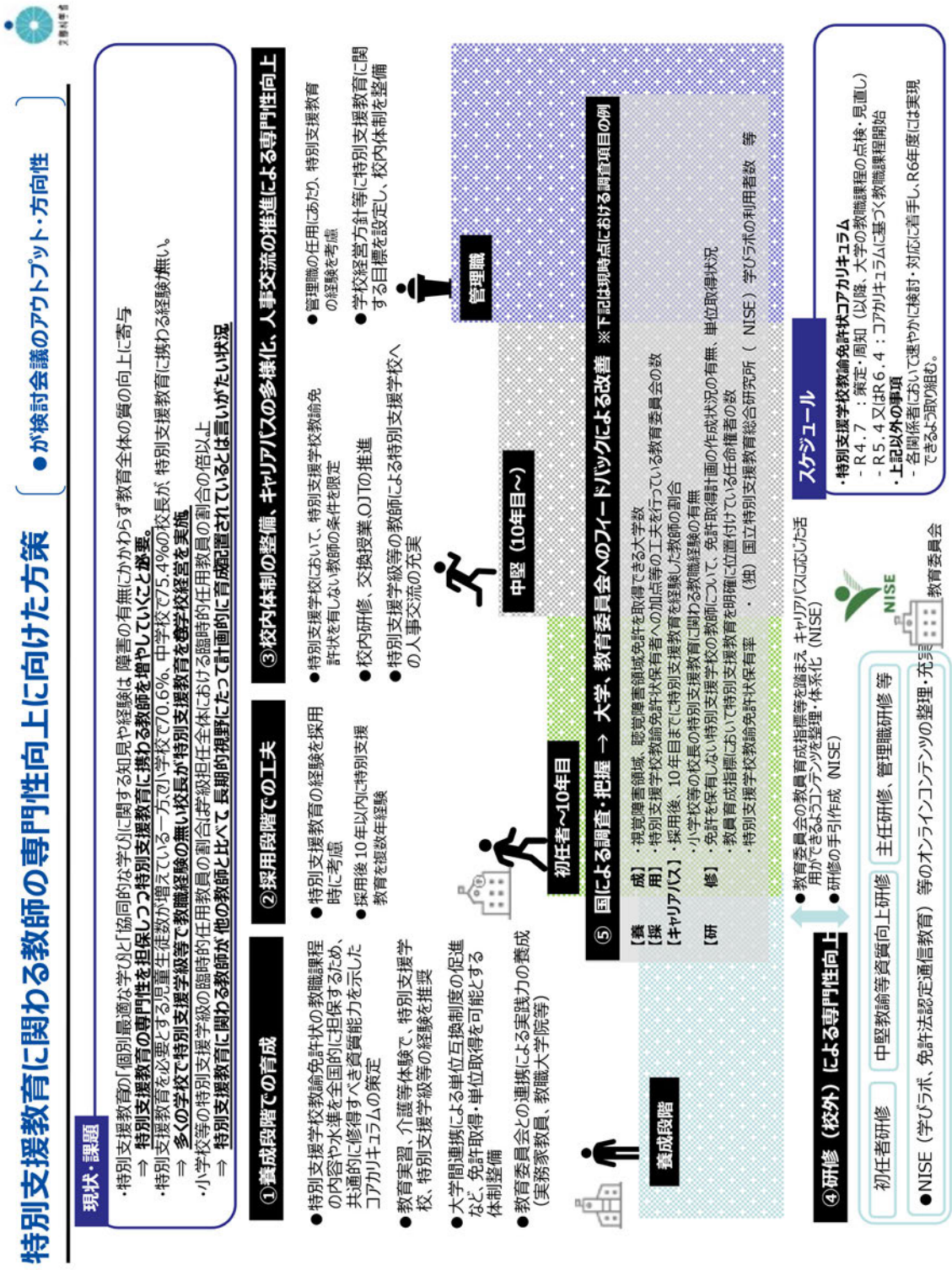
【第 17 条関係】

Q27 「こども政策推進会議」とこども家庭庁設置法にある「こども家庭審議会」の関係はどのようにになっているか。

A27 「こども政策推進会議」は、内閣総理大臣を会長とし、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣のほか、関係閣僚を構成員とする会議であり、こども大綱の案を作成するほか、こども施策に関する重要事項についての審議及びこども施策の実施の推進等の事務をつかさどることとされ、4月1日付で設置したところ。

他方、「こども家庭審議会」は、審議会として、こども施策に係る有識者や支援実践者、当事者などを主たる構成員とすることを想定しており、内閣総理大臣等の諮問に応じて、又は自ら専門的見地から、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項の調査審議や内閣総理大臣・関係各大臣等に対する意見具申などを行うこととされている。

したがって、「こども家庭審議会」が、より専門的・実務的な観点から調査審議等をする役割を担い、「こども政策推進会議」が、閣僚会議として施策をより強力に推進する役割を担うことが想定される。



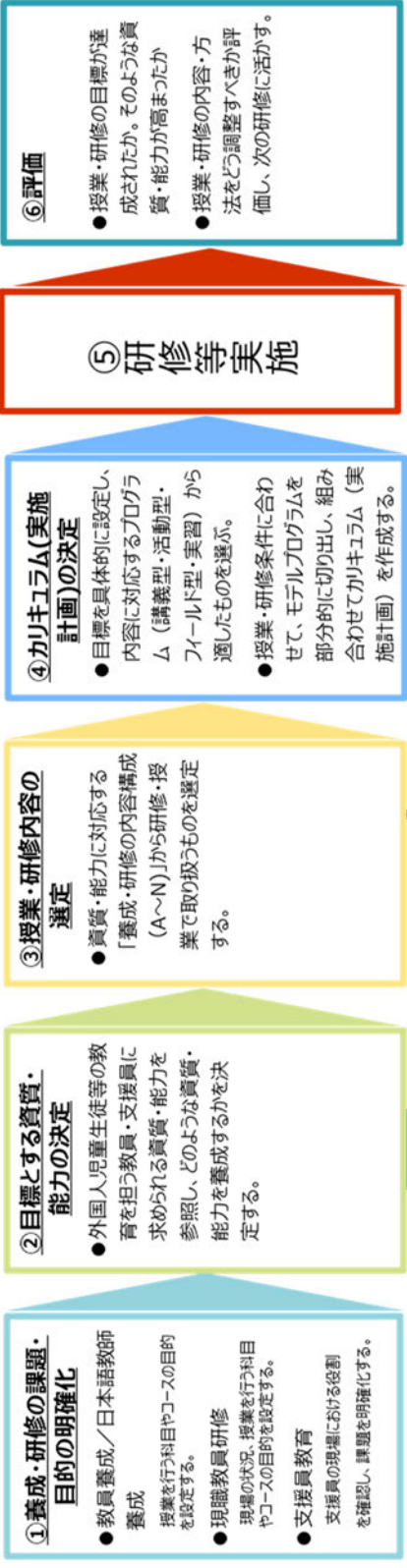
外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラム



概要

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に活用を周知。（文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成）

モデルプログラムの活用方法



| 資質・能力の4要素と課題領域 | | 求められる具体的な力 | 養成・研修の内容構成 |
|----------------|-------------|--|-----------------------|
| 捉える力 | 子どもの実態の把握 | 文化間移動と発達の違いの視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。 | A 外国人児童生徒等教育の課題 |
| | 社会的背景の理解 | 外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的な脈絡に位置付けることができる。 | B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策 |
| 育む力 | 日本語・教科の力の育成 | 外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。 | C 学校の受入れ体制 |
| | 異文化間能力の涵養 | 外国人児童生徒等と周囲の子どもの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。 | D 文化適応 |
| つなぐ力 | 学校づくり | 保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。 | E 母語・母文化・アイデンティティ |
| | 地域づくり | 異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。 | F 言語と認知の発達 |
| 変える／変わる力 | 多文化共生社会の実現 | 社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。 | G 日本語の特徴 |
| | 教師としての成長 | 外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。 | H 子どもの日本語教育の理論と方法 |
| | | | I 日本語指導の計画と実施 |
| | | | J 在籍学級での学習支援 |
| | | | K 社会参加とキャリア教育 |
| | | | L 保護者・地域とのネットワーク |
| | | | M 現場における実践（実地教育・研修） |
| | | | N 成長する教師（教員・支援員） |

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 <https://mo-mo-pro.com/>

42. 学校安全について

| 第3次学校安全の推進に関する計画（概要） | | | | | |
|---|--|----------------------|---------------------------------|----------------------|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項） ● 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間） | | | | | |
| I 総論 | | | | | |
| 第3次計画の策定に向けた課題認識 | 施策の基本的な方向性 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題 ○ 学校安全の取組内容や意識の差 ○ 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性 など | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める ○ 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する ○ 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する ○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する ○ 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する ○ 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成） | | | | |
| 目指す姿 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること ○ 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること ○ 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること | | | | | |
| II 推進方策 | | | | | |
| <p>➡ 5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る</p> <p style="text-align: center;">教員養成について言及あり</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">1. 学校安全に関する組織的取組の推進</td> <td>2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進</td> <td>3. 学校における安全に関する教育の充実</td> <td>4. 学校における安全管理の取組の充実</td> </tr> </table> <p>5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等</p> | | 1. 学校安全に関する組織的取組の推進 | 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進 | 3. 学校における安全に関する教育の充実 | 4. 学校における安全管理の取組の充実 |
| 1. 学校安全に関する組織的取組の推進 | 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進 | 3. 学校における安全に関する教育の充実 | 4. 学校における安全管理の取組の充実 | | |
| 第3次学校安全の推進に関する計画（教員養成に関する部分の抜粋） | | | | | |
| <h3>II 学校安全を推進するための方策</h3> <h4>1. 学校安全に関する組織的取組の推進</h4> <h5>（6）教員養成における学校安全の学修の充実</h5> <p>教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、<u>教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。</u></p> <p>また、教員養成段階においては、学校安全の3領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアスや権威勾配などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、<u>防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。</u></p> <p>国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。</p> | | | | | |

教職課程コアカリキュラム (学校安全部分の抜粋)

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携および学校安全への対応を含む)

(3)学校安全への対応

一般目標： 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づき、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標： 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

「学校安全ポータルサイト」「学校安全e-ラーニング」等について

文部科学省「学校安全ポータルサイト」にて、「教職員のための学校安全e-ラーニング」を公開しています。対象者別で、動画コンテンツと小テストから構成されており、学校安全の基礎的な内容を効率的に学ぶことができます。こうした基礎的な内容の学修に加え、外部講師を招いて防災等の実際を学ぶ機会を設けたり、応急救命措置の知識を身に着けるためのAEDを用いた実習を行うことも有効です。



学校安全ポータルサイト
<https://anzenyouiku.mext.go.jp/>



| コース名称 | 対象者 | 学習目標 | 選択 |
|-----------|-------------------------------------|--|-------------------------|
| 基礎研修①～③ | 教職員を自任する学生 | ● 学校安全に関する基礎的知識を身に付けている。 | 基礎研修① 基礎研修② 基礎研修③ |
| 初任者等向け研修 | 初任者等 教職員となった1年目から約6年目程度の方 | ● 児童生徒等に、安全教育を実施することができる。 ● 危機管理マニュアルの内容を理解し、マニュアルに沿って行動できる。 | 初任者等向け研修 |
| 中堅教職員向け研修 | 教職員としておおむね6年以上、各専攻において中堅となつて活動する教職員 | ● 学校安全推進の中核となり、学校安全計画の策定・実施、危機管理マニュアルの策定・改訂、各種学校安全活動の企画・調整・評価、校内研修の企画・推進などを行うことができる。 | 中堅教職員向け研修 |
| 管理職向け | 管理職、又はそれに準ずる立場 | ● リーダーシップを発揮して、校内における | |

(参考) 大川小学校事故の概要

校長等、教育委員会は、地震発生前に津波を想定した避難場所を設定し、避難経路・避難方法を「危機管理マニュアル」に記載する義務があったが、これを怠った等の判決が出されました

平成23年(2011年)3月11日(金)14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生した。石巻市立大川小学校では、地震当時在校していた児童・教職員が校庭への二次避難を行ったが、その後、保護者等への引渡しにより下校した児童27名を除く児童76名、教職員11名が津波に遭遇し、うち5名(児童4名、教職員1名)を除く多くの児童・教職員が被災した。



大川小学校事故及び訴訟判決について

1. 大川小学校事故の概要

平成23年3月、東日本大震災の津波により、石巻市立大川小学校において、学校管理下で児童74名(うち4名行方不明)、教職員10名の犠牲を出した。

2. 訴訟の経緯

- 平成26年3月、遺族の一部が宮城県、石巻市を相手に提訴(請求総額23億円)。
- 平成28年10月26日の第一審判決では、地震発生直後の教育らによる児童らの避難誘導に過失があったと認定され、宮城県及び石巻市に約14億2600万円の損害賠償を命じた。
⇒ 石巻市及び宮城県、遺族双方とも判決内容を不服として控訴。
- 平成30年4月26日の控訴審判決では、事前防災に焦点を当てた判断が示され、校長等及び市教育委員会の過失を認め、宮城県及び石巻市に約14億3600万円の損害賠償を命じた。
⇒ 石巻市及び宮城県は最高裁判所に上告。
- 令和元年10月10日の最高裁判決において、上告棄却となり、控訴審の判決内容が確定した。

3. 控訴審判決の概要

- ①校長等・石巻市教委は、地震発生前に津波を想定した避難場所を設定し、避難経路・避難方法を「危機管理マニュアル」に記載する義務があったがこれを怠った。
- ②石巻市が大川小学校を避難所として指定したのは誤りであった。校長等は、独自の立場からハザードマップを批判的に検討すべきであり、地震・津波による堤防損壊の知見を活用すれば、大川小への津波到来を予見できた。
- ③津波が来ないという地域住民の認識は合理的根拠を欠くものであり、校長等は、住民を説得し、その認識を改めさせるべきであった。
- ④他に適当な避難場所がないことから、「パットの森」(大川小正門から約850m)を避難場所と定めておくべきであり、校長等は、プレハブ小屋や夜間照明等を設置するよう市教委に申し出る義務があった。

- 文部科学省は、最高裁判決を踏まえて、令和元年12月5日に「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」を通知し、各学校における危機管理マニュアルの見直し、教育委員会による学校のマニュアルの点検や教職員への研修の実施等を依頼したところ。

43. 教職課程においてコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を取り扱う際の関連情報の活用について（依頼）（令和5年12月1日事務連絡）

事務連絡
令和5年12月1日

教職課程を置く

各国公立大学
指定教員養成機関 教職課程御担当課 御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

教職課程においてコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を取り扱う際の関連情報の活用について（依頼）

平素から文部科学行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

地域における教育力の低下や、学校を取り巻く課題の複雑化・困難化等が指摘される中において、学校や地域が抱える課題に対応するとともに、現行学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現していくためには、学校と地域の連携・協働を進めていくことが必要であり、近年その重要性がますます高まっています。

こうしたことを踏まえ、文部科学省では、保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と、地域住民等の参画により学校と地域が連携・協働する「地域学校協働活動」の一体的な取組を推進しています。

特に、コミュニティ・スクールについては、学校運営協議会の設置が平成29年に教育委員会の努力義務となって以降、大きな広がりを見せており、本年5月時点で全国の公立学校（初等中等教育段階）の半数以上（52.3%）に導入されるとともに、域内全ての学校に導入する教育委員会も増えています。このため、教職課程を履修する学生にとっても、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動についての理解を深めていただく必要性が増している状況です。

文部科学省では、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の周知と取組の充実を図るため、制度趣旨や意義等についてまとめた資料や、取組事例、関係会議の資料等を、下記のとおり公表しています。教職課程を置く大学等におかれては、教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日教員養成部会決定）に示す「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」に関する科目等で「学校と地域との連携」の内容を取り扱う際には、これらの資料等も御活用いただき、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動についての学生の理解がより一層深まるよう御検討をお願いします。

記

- パンフレット「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」
https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf
- コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（令和4年3月14日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html
- 学校と地域でつくる学びの未来
※制度趣旨や意義等についてまとめた資料や、全国の取組事例等を掲載しています。
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
地域学校協働推進室地域学校協働企画係
電話：03-5253-4111（内線：3284）
Mail：s-manabi@mext.go.jp

44. 学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム

学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム ～「無意識の思い込み」に気付くために～

※文部科学省委託事業 令和2年度「次世代のライフプランニング教育推進事業」にて国立女性教育会館が作成。

男女共同参画の推進には、固定的な性別役割分担意識の解消や、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付いて言動等を見直していくことが必要です。文部科学省では、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、学校の管理職や教員自身の指導のヒントにつながる研修プログラムを作成しました。

<研修プログラムで提供する教材>

教材は4種類の「動画教材」の他、「ワークシート」、研修プログラムを企画・実施するための「実施の手引き」があります。

◆動画教材

ケース動画（11の教育現場）の他、ケース動画のポイントを示す解説動画、社会的な背景をまとめた講義動画などを掲載しています。

| 主な対象 | ケース(動画) | | | |
|---------------------|---|-------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 小学校教員 【初級・中級】 | ケース1 教員の日常 (家庭科・給食) | ケース2 学校行事(卒業式) | ケース3 小学校での キャリア教育 | ケース4 ワーク・ライフ・ バランス |
| | ケース5 教員の日常 (理科の授業) | ケース6 学校行事(体育祭) | ケース7 大学の 専攻分野の選択 | |
| 中学校・高校教員 【初級・中級】 | ケース8 教員の日常 (校務分掌) | ケース9 教員の日常 (授業計画) | ケース10 ミドルリーダー への声かけ | ケース11 男性教員の 育児休暇 |
| | ケース12 管理職・管理職候補 教育委員会教職員 【管理職・ミドルリーダー】 | | | |

◆ワークシート

ケース動画を視聴したあとに、ケースを見て気付いたこと、ディスカッションをして思ったこと、解説動画を視聴して研修を振り返り、考えたこと等を記入します。

◆実施の手引き

動画教材を対象や時間、目的等にに合わせて組み合わせて活用し、教員研修プログラムを企画・実施するための手引きです。

<研修の流れ>

【基本ワーク（1回のワークでSTEP1～3を行う場合）】

①時間 60分 ②形態 校内研修や教育センター等主催

※「実施の手引き」では、応用編として25分～90分のワークの展開例も示しています。



<詳しくは、こちらから>

●男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/141625_8_00002.htm



学校現場における「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付きましょう

「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とは？

無意識のうちにとらわれている思い込みや偏ったものの見方のことです。これらは知らないうちに言動に表れて、人を傷つけたり、組織のあり方に影響を及ぼしたりすることがあります。

「無意識の思い込み」は、環境や経験を通してつくられるもので、誰にでもあるものです。

まずはこれらに気付くことが大切です。

「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」や固定的な性別役割分担意識の事例

家事・育児・介護は女性のほうが向いている



管理職は男性のほうが向いている



夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



教育の場で起こる「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」 ケースのご紹介 ～大学の専攻分野の選択～

放課後、クラスの生徒と雑談している時、生徒は、進学する大学や専攻分野について迷っていることや、親の意見も気にしていることなどを話し出しました。

女子生徒「最近、工学部っておもしろそうと思っているんです。だけどうちの親は、文系のほうが成績がいいのだし、就職先も見つけやすいから文系に行ったほうがいいって言うんです。それに、女なんだから東京なんかに行かないで家から通える大学にしろとか、浪人もダメだとかいうんですよ。どう思います？」

女子生徒の発言や気持ちをどう思いますか。
女子生徒の親の発言や気持ちをどう思いますか。



スタディーエックス スタイル 「StuDX Style」について

1人1台端末の利活用をスタートさせる全国の教育委員会・学校に対する支援活動を展開するため、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる1人1台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた対応事例などの情報発信・共有を随時行っています。

スタディーエックス スタイル
StuDX Style
GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

"すぐにでも" "どの教科でも"
"誰でも"活かせる1人1台端末の活用シーン

- 教師と子供が つながる
- 子供同士が つながる
- 学校と家庭が つながる
- 職員同士で つながる

GIGAに慣れる。(文房具や教材として使えるようにする)

民間企業等によるICTの効果的な活用に関する参考資料 (提供元50音順)

- IPad活用に関する資料 (提供元 Apple)
- Google for Education 活用に関する資料 (提供元 Google LLC)
- Microsoft Education 活用に関する資料 (提供元 日本マイクロソフト株式会社)

GIGAに慣れる

スタディーエックス スタイル
StuDX Style
GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

各教科等における
1人1台端末末の活用

慣れる つながる 活用

各教科等での活用

| | | | |
|------|--------------|-------------|---------------|
| 国語 | 社会 | 算数 | 理科 |
| 生活 | 音楽 | 図画工作 | 家庭 |
| 体育 | 外国語活動 外国語 | 特別の教科 道徳 | 総合的な 学習の時間 |
| 特別活動 | | | |

小学校

| | | | |
|----|----|----|----|
| 国語 | 社会 | 数学 | 理科 |
|----|----|----|----|

中学校

スタディーエックス スタイル
StuDX Style
GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

各教科等における
1人1台端末末の活用

慣れる つながる 活用

各教科等での活用

StuDX Style (慣れるつながる活用) :
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index.html>

StuDX Style (各教科等での活用) :
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html>

46. 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

| 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(案)の概要 | | | | | | | |
|--|--|--------|--|--|---|------------|--|
| <p>趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定 ○ 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする | | | | | | | |
| <p>第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等</p> <p>子どもの読書活動に関する取組の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加 ○ 減少している点： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少 | | | | | | | |
| <p>子どもの読書活動の現状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>不読率の現状</th> <th>新型コロナウイルスの感染拡大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下 ※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合</p> <p>現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない!</p> <p>R4:小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> </td> <td> <p>○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性</p> <p>○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇</p> <p>※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加</p> <p>(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)</p> </td> </tr> <tr> <th>読書量・読解力の現状</th> <td> <p>○1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> <p>○日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)</p> <p>※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い</p> <p>(OECD生徒の学習到達度調査2018年調査)</p> </td> </tr> </tbody> </table> | | 不読率の現状 | 新型コロナウイルスの感染拡大 | <p>目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下 ※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合</p> <p>現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない!</p> <p>R4:小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> | <p>○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性</p> <p>○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇</p> <p>※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加</p> <p>(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)</p> | 読書量・読解力の現状 | <p>○1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> <p>○日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)</p> <p>※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い</p> <p>(OECD生徒の学習到達度調査2018年調査)</p> |
| 不読率の現状 | 新型コロナウイルスの感染拡大 | | | | | | |
| <p>目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下 ※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合</p> <p>現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない!</p> <p>R4:小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> | <p>○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性</p> <p>○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇</p> <p>※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加</p> <p>(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)</p> | | | | | | |
| 読書量・読解力の現状 | <p>○1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)</p> <p>(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)</p> <p>○日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)</p> <p>※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い</p> <p>(OECD生徒の学習到達度調査2018年調査)</p> | | | | | | |
| <p>第2章 基本的方針</p> <p>急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不読率の低減 就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実 不読率が高い状態の続く高校生:探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等 2 多様な子どもたちの読書機会の確保 障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備 社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める 4 子どもの視点に立った読書活動の推進 子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる | | | | | | | |
| <p>第3章 子どもの読書活動の推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める ○ 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条) ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能 <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%) 目標:市:100% 町村:80%以上</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県立図書館を活用した市町村への支援 ● 域内市町村への助言、取組・施策の紹介 ● 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施 </td> </tr> <tr> <td>国</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析 ● 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有 </td> </tr> </table> | | 市町村 | 市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%) 目標:市:100% 町村:80%以上 | 都道府県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県立図書館を活用した市町村への支援 ● 域内市町村への助言、取組・施策の紹介 ● 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施 | 国 | <ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析 ● 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有 |
| 市町村 | 市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%) 目標:市:100% 町村:80%以上 | | | | | | |
| 都道府県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県立図書館を活用した市町村への支援 ● 域内市町村への助言、取組・施策の紹介 ● 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施 | | | | | | |
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ● ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析 ● 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有 | | | | | | |

| 第4章 子どもの読書活動の推進方策① | |
|---|--|
| 子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある | |
| I 共通事項 | |
| 1 連携・協力 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力 ○地域における学習資源・人的資源の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等 ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進) ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築 | |
| 2 人材育成 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> ・司書等の講習・研修等の見直し ・国が実施する講習のオンライン化の推進 | |
| 3 普及啓発 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム) ○文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野) | |
| 4 発達段階に応じた取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等) ○不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等) | |
| 5 子どもの読書への関心を高める取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等) ○ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等) ○全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等) | |
| II 家庭 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進 | |

3

| 第4章 子どもの読書活動の推進方策② | |
|--|--|
| 子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある | |
| III 地域(図書館) | IV 学校等 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進 <ul style="list-style-type: none"> 多様な子どもたちの読書機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供 ・多言語・やさしい日本語による利用案内 ・地域の子どもの親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組 ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会 デジタル社会に対応した読書環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実 ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ) 子どもの視点 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等への企画段階からの子どもの参画 ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり) ○図書館の設置・運営及び資料の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の計画的整備 ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進 ・「望ましい基準」の見直しの検討 ○司書等の配置の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進 <ul style="list-style-type: none"> 多様な子どもたちの読書機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校を含めた学校図書館資料の整備 ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供 ・図書館、ボランティア等との連携(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等) デジタル社会に対応した読書環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等) ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携) ・学校図書館図書情報のデータベース化 子どもの視点 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見聴取の機会の確保 ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画 ○学校図書館資料の計画的整備 <ul style="list-style-type: none"> ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進 ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討 ○司書教諭、学校司書の配置の促進 |
| V 民間団体 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進 <ul style="list-style-type: none"> ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催 ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等) ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実) ○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等 | |

4

学校図書館の充実に向けた取組について

- ①学校図書館図書標準
- ②学校図書館への新聞配備
- ③学校司書

(参考)授業における学校図書館の活用事例

①学校図書館図書標準

- 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年3月に定めたもの(文部省初等中等教育局長通知)。
- 特別支援学校については平成19年4月に改正。

ア 小学校

| 学級数 | 蔵書冊数 |
|-------|---|
| 1 | 2,400 |
| 2 | 3,000 |
| 3~6 | $3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$ |
| 7~12 | $5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$ |
| 13~18 | $7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$ |
| 19~30 | $10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$ |
| 31~ | $12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$ |

イ 中学校

| 学級数 | 蔵書冊数 |
|-------|---|
| 1~2 | 4,800 |
| 3~6 | $4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$ |
| 7~12 | $7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$ |
| 13~18 | $10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$ |
| 19~30 | $13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$ |
| 31~ | $17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$ |

ウ 特別支援学校(小学部)

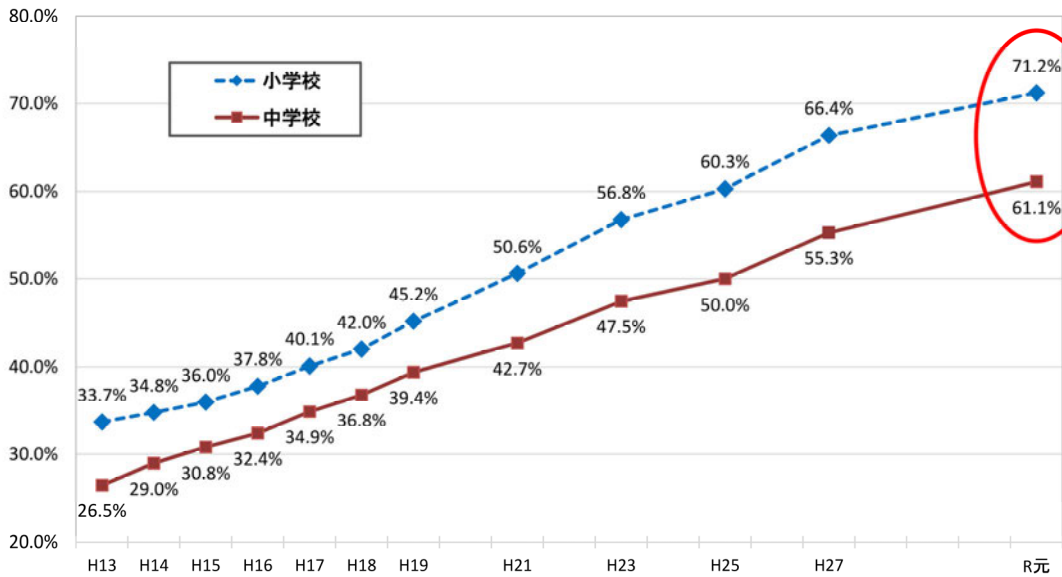
| 学級数 | 蔵書冊数 | |
|-------|--|---------------------------------------|
| | ①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 | ②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校 |
| 1 | 2,400 | 2,400 |
| 2 | 2,600 | 2,520 |
| 3~6 | $2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$ | $2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$ |
| 7~12 | $3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$ | $2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$ |
| 13~18 | $4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$ | $3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$ |
| 19~30 | $5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$ | $3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$ |
| 31~ | $5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$ | $4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$ |

エ 特別支援学校(中学部)

| 学級数 | 蔵書冊数 | |
|-------|--|---------------------------------------|
| | ①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校 | ②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校 |
| 1~2 | 4,800 | 4,800 |
| 3~6 | $4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$ | $4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$ |
| 7~12 | $5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$ | $5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$ |
| 13~18 | $6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$ | $5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$ |
| 19~30 | $7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$ | $6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$ |
| 31~ | $9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$ | $7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$ |

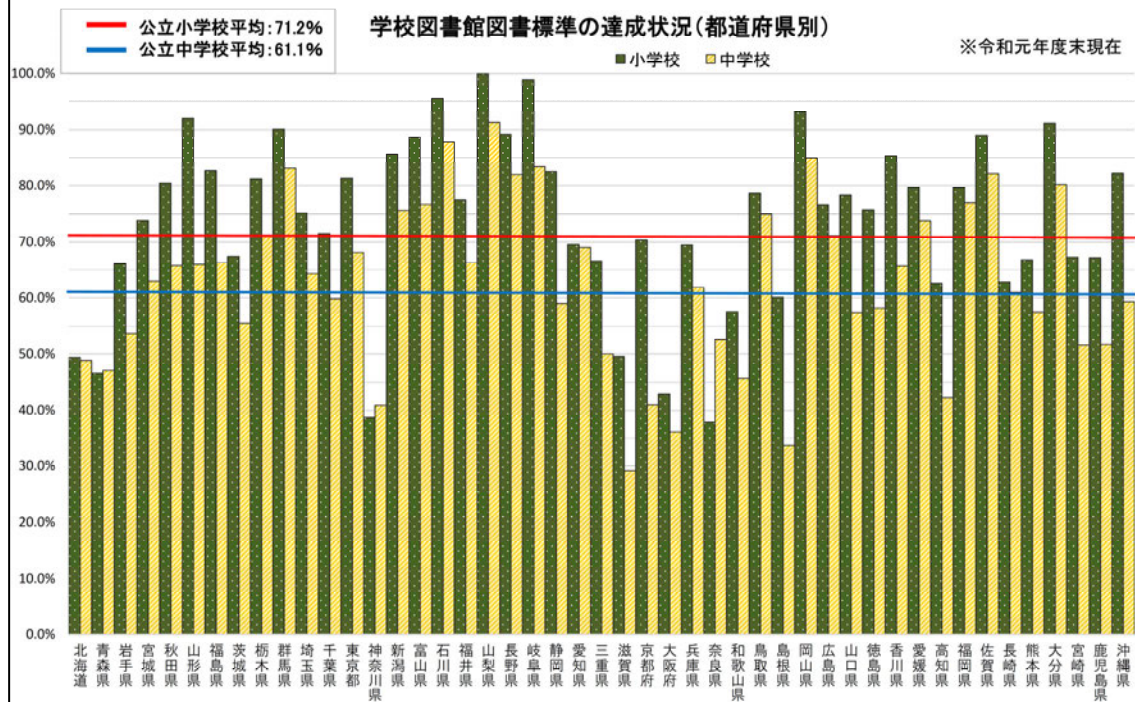
※ ウ及びエに関し、視覚障害を含めた複数の障害種別に対応した教育を行う特別支援学校の蔵書冊数については、当該特別支援学校の全学級数をそれぞれの学級数とみなして①又は②の表を適用して得た蔵書冊数を、視覚障害者に対する教育を行う学級の数及び視覚障害以外の障害のある児童生徒に対する教育を行う学級の数により加重平均した蔵書冊数とする(端数があるときは四捨五入)。

学校図書館図書標準の達成状況の推移 (達成している公立小・中学校の割合)



※平成19年(調査年:平成20年)~27年(同:28年)は隔年、その後令和元年(同:令和2年)に実施
(出典)文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

学校図書館図書標準の達成状況(都道府県別)



(出典)文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(図書整備)

現 状

- 図書整備については、平成29年度から開始した第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」において毎年度約220億円、総額約1,100億円の地方財政措置が講じられ、学校図書館図書標準を達成した学校の割合は増加しているものの、その割合はまだまだ十分ではない状況。

【達成校の割合：小学校66.4%→71.2%、中学校55.3%→61.1%

(平成27年→令和元年)】

必要性

- 学校図書館の図書については、社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、図書標準の達成に加え、適切な図書の更新が必要である。

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(概要)

- ◆ **令和4年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指す：
単年度199億円(5か年計995億円)**

(内訳) 増加冊数分：単年度 39億円(5か年 195億円)

更新冊数分：単年度160億円(5か年 800億円)

②学校図書館への新聞配備

<学校図書館(公立)における新聞配備率の推移>

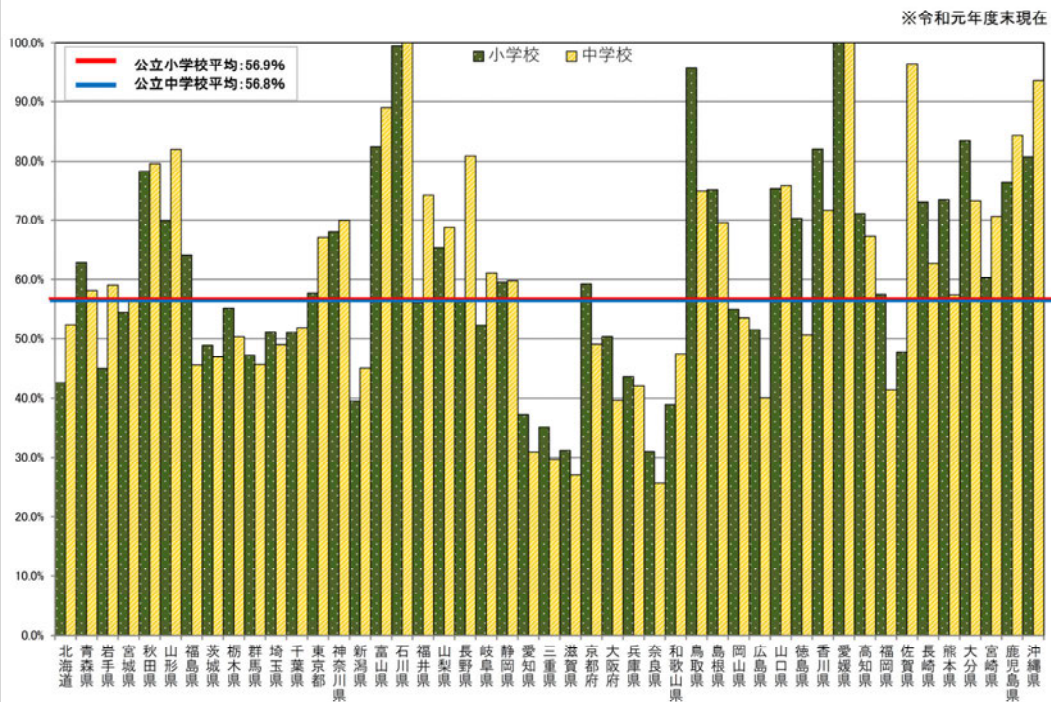
| | | 学校数 (A) | 新聞配置学校 | | 新聞配備紙 | |
|------|-------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 学校数 (B) | 割合 (B/A) | 新聞紙数 (C) | 平均 (C/B) |
| 小学校 | 平成22年 | 21,188 | 3,588 | 16.9% | 4,697 | 1.3 |
| | 平成27年 | 19,604 | 8,061 | 41.1% | 10,284 | 1.3 |
| | 令和元年 | 18,849 | 10,729 | 56.9% | 16,809 | 1.6 |
| 中学校 | 平成22年 | 9,837 | 1,423 | 14.5% | 2,861 | 2.0 |
| | 平成27年 | 9,427 | 3,557 | 37.7% | 6,100 | 1.7 |
| | 令和元年 | 9,120 | 5,177 | 56.8% | 13,925 | 2.7 |
| 高等学校 | 平成22年 | 3,681 | 3,313 | 90.0% | 9,290 | 2.8 |
| | 平成27年 | 3,509 | 3,194 | 91.0% | 8,914 | 2.8 |
| | 令和元年 | 3,436 | 3,269 | 95.1% | 11,551 | 3.5 |

※第5次5か年計画(H29～R3)で、小学校等1紙、中学校等2紙、高等学校等に4紙配置されるよう地方財政措置(150億円)

(平成22年度は5月1日現在、平成27年度・令和元年度は年度末実績)

(出典)文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

新聞を配備している学校の割合(公立小・中学校)

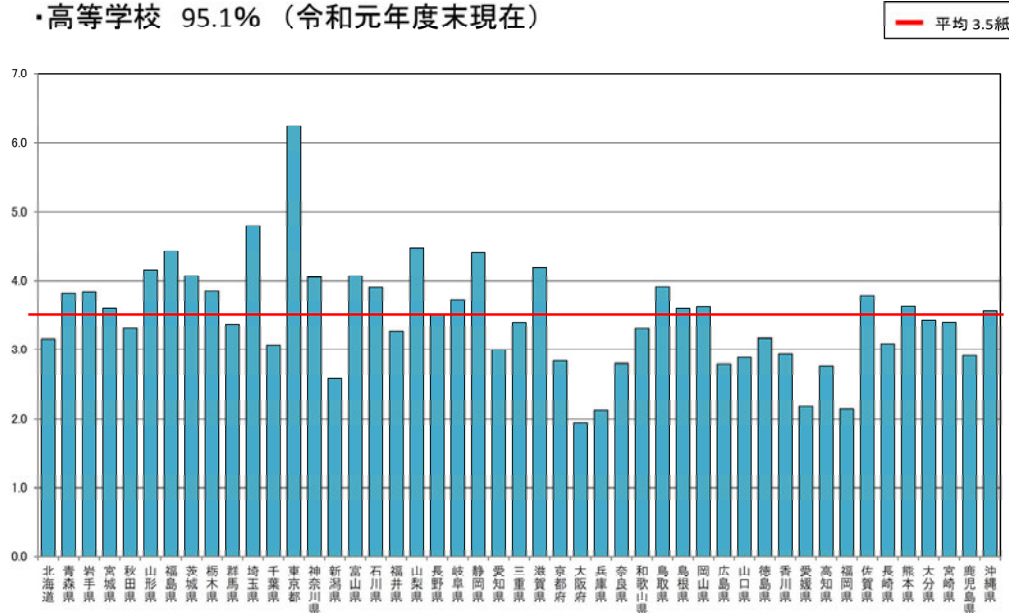


(出典) 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

※第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置では、小学校等1紙、中学校等2紙を目安として想定

新聞を配備している学校における平均紙数(公立高等学校)

<新聞を配備している学校の割合>
・高等学校 95.1% (令和元年度末現在)



(出典) 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

※「学校図書館図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置では、高等学校等4紙を目安として想定

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(新聞配備)

現 状

- 学校図書館に新聞を配備している学校は、小学校で56.9% (平均1.6紙)、中学校で56.8% (平均2.7紙)、高校で95.1% (平均3.5紙) であり、**前回より増加**している。

必要性

- 平成27年6月の公職選挙法等の改正による、選挙権年齢の18歳以上への引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、発達段階に応じた、**学校図書館への新聞の複数紙配備が必要**である。

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(概要)

◆学校図書館への新聞配備 : 単年度38億円(5か年190億円)

(内訳) 小学校等(2紙)、中学校等(3紙): 26億円(5か年130億円)
 高等学校等(5紙) : 12億円(5か年 60億円)

第5次計画(平成29~令和3年度): 総額150億円(小学校等に1紙・中学校等に2紙・高等学校等に4紙)

③学校司書

【学校図書館法】

(学校司書)

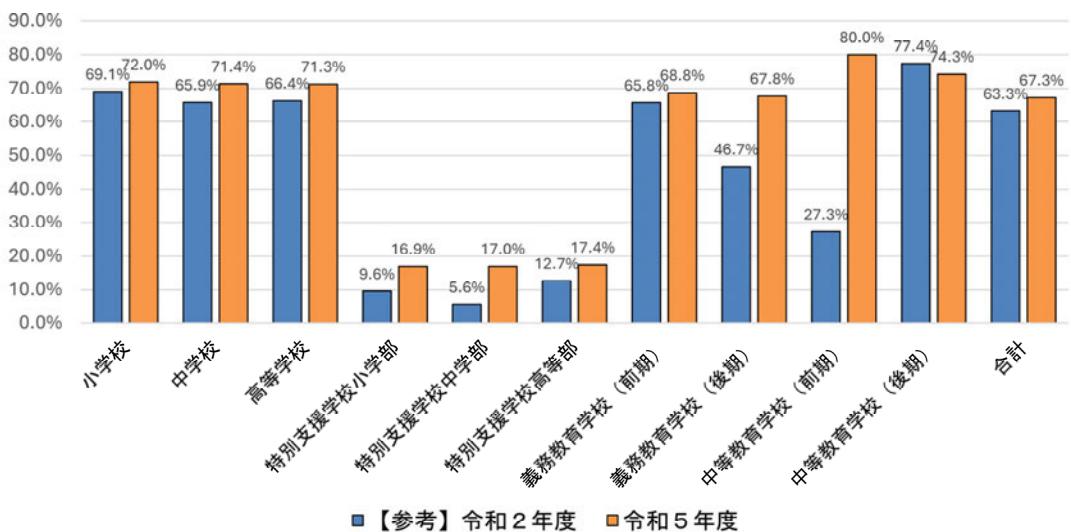
← 平成26年改正法により追加

第6条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「**学校司書**」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

各公立学校種における学校司書の配置の有無

(令和5年5月1日現在)



■【参考】令和2年度 ■令和5年度

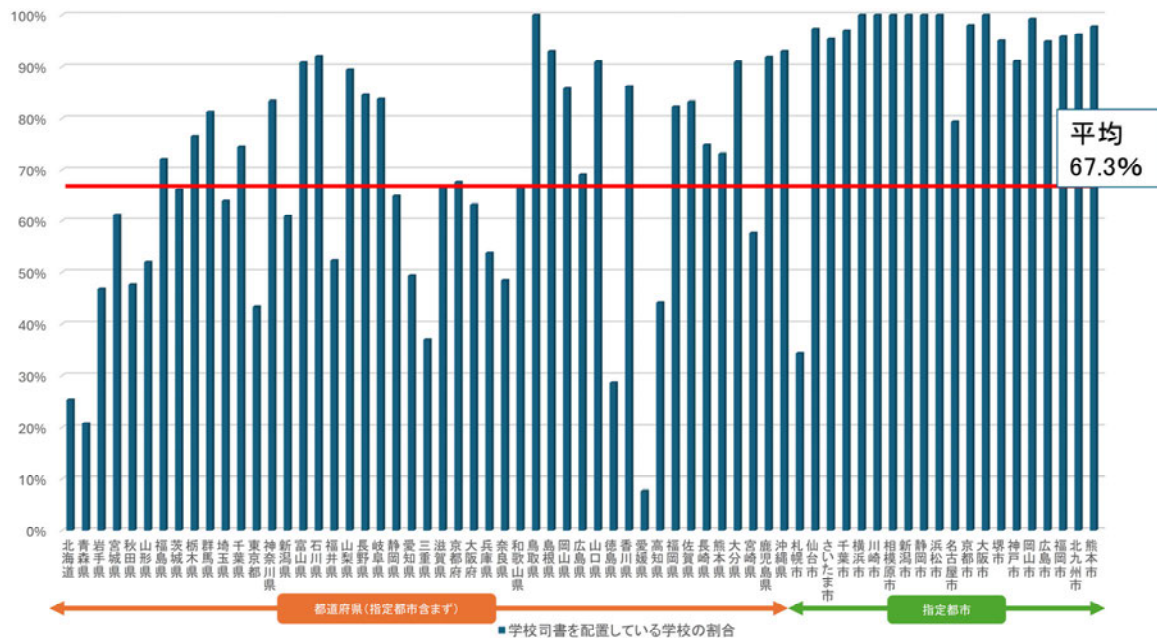
注: 上記は学校司書を配置している学校の割合。

【参考】令和2年度の数は、令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果より。

(出典) 文部科学省「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」

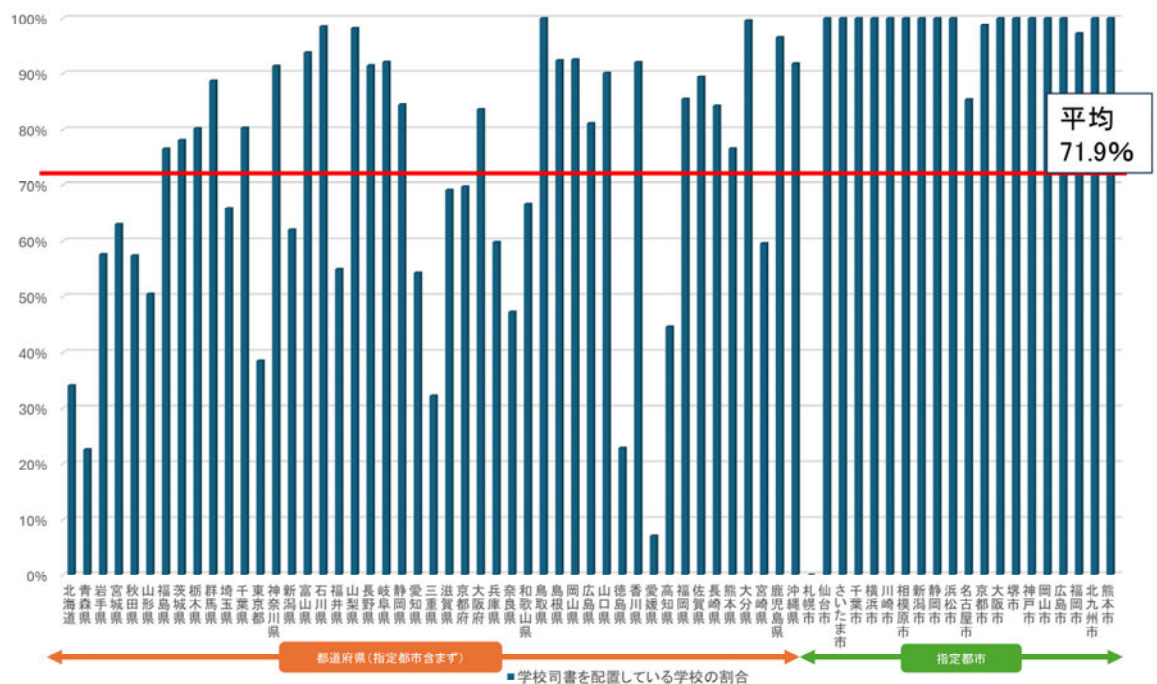
都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況

都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況
(設置者分合計)



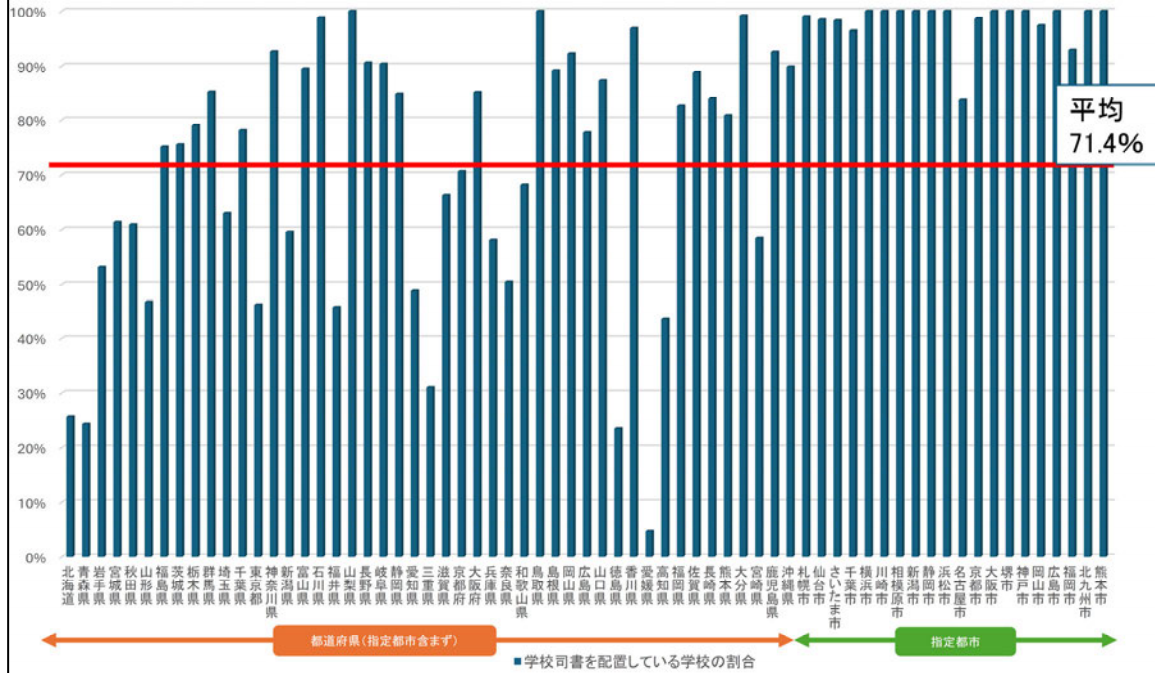
都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況

(小学校・義務教育学校(前期))



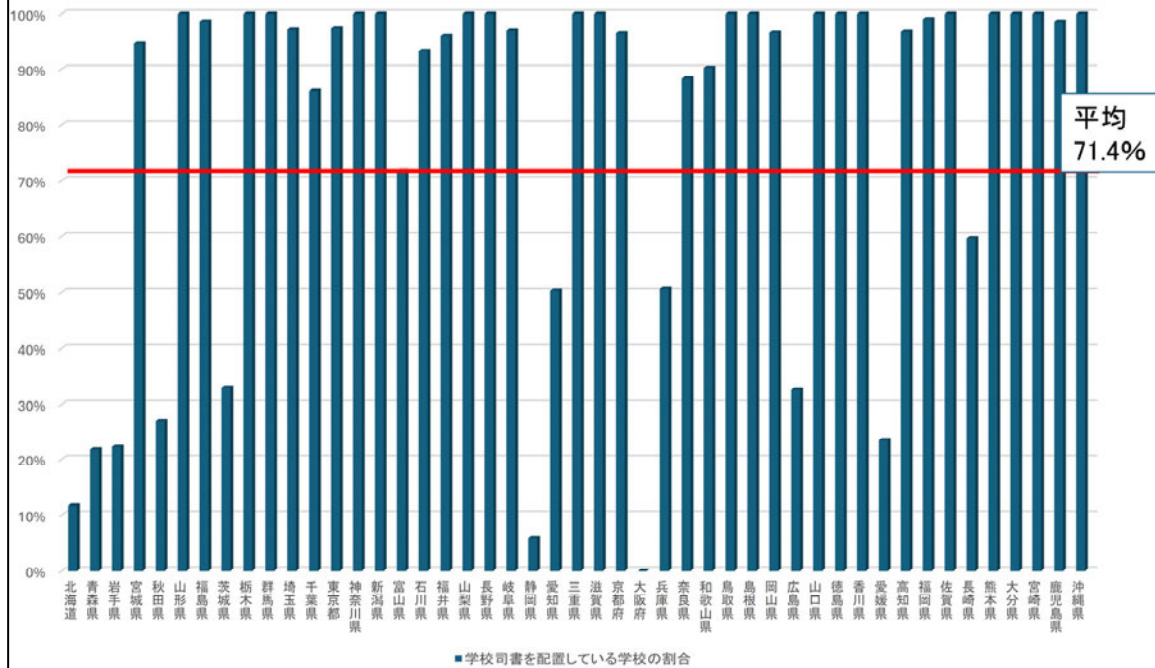
都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況

(中学校・義務教育学校(後期)・中等教育学校(前期))



都道府県別の学校司書の配置状況

(高等学校・中等教育学校(後期))



第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(学校司書)

現 状

- 厳しい財政状況の中でも、学校司書を配置する学校は近年増加しており、その必要性が強く認識されている。
【小学校58.8%→69.1%、中学校57.1%→65.9%（平成28年→令和2年）】

必要性

- 平成26年6月の学校図書館法の改正により、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとされ、学校司書の学校図書館への配置拡充が必要である。

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(概要)

◆学校司書の配置 : 243億円 (5か年計1,215億円)

(内訳) 小学校等・中学校等に、おおむね **1. 3校に1名程度** 配置可能な規模を措置

第5次計画(平成29～令和3年度): 220億円(5か年計1,100億円) 1.5校に1名程度配置可能な規模

(参考)

授業における学校図書館の活用事例

様々な教科・科目の授業で学校図書館の活用は効果的です。全国各地の学校図書館によって行われている特徴的な取組を事例集としてまとめておりますので、ぜひ御活用ください。

●鳥取市立東中学校(鳥取県)

1年理科「火山の分類」

3つのタイプの火山の形を資料の中から見つけ、選んだ根拠をグループで話し合い、思考を深める

2年家庭科「住まいの診断カルテ」

住まいの問題を探り、その改善策を資料で調べ、レポートにし、それを自分の生活に結び付けて生活を工夫する

3年国語科「ポスターの批評文を書こう」

郷土ポスターをいろいろな視点で分析し、説得力を持たせるために、適切な引用を考えて批評文を書く



「火山の分類」情報収集の様子



グループのテーマを協議する様子



その他、様々な事例を『図書館実践事例集～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～(学校図書館)』(令和2年3月)にて掲載しております。

ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_00768.html



48. 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について（通知）（令和5年3月30日通知）

「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が策定されましたので、その内容をお知らせするとともに、「生命（いのち）の安全教育」の取組の推進を改めてお願いするものです。

4文科教第1961号
令和5年3月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
各大学を設置する学校設置会社の代表取締役
各国公私立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省総合教育政策局長
藤江陽子
文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫
文部科学省高等教育局長
池田貴城

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について（通知）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されないものです。

政府は、令和2年6月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和2年度から4年度までの3年間を「集中強化期間」として対策の強化に取り組んできました。

これまでの「集中強化期間」による取組を継続・強化するため、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省の局長級を構成員とする「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」にて、令和5年度から7年度までの3年間を「更なる集中強化期間」と位置付けるとともに、同期間における関係府省の取組の方針を示すため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（以下「本方針」という。）を、別添のとおり、決定いたしました。

本方針には、文部科学省関係の取組として、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再犯防止、学校等で相談を受ける体制の強化、「生命（いのち）の安全教育」や情報モラル教育等の推進、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」*の確実な実行等が盛り込まれています。

※3月30日付事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について（依頼）」参照

「生命（いのち）の安全教育」については、令和5年度から全国展開することとしており、これまで、別添3のとおり、教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行ってまいりました。令和5年度からは、全国フォーラムの開催等、学校現場での実践をより後押しする取組を通じ、全国展開を強力に推進してまいります。改めて、各学校や地域の状況に応じた「生命（いのち）の安全教育」の実施について、積極的な取組をお願いします。

文部科学省においても、本方針に基づいて引き続き取組を進めてまいります。各位におかれても本方針について十分了知されるとともに、引き続き、その趣旨を踏まえた教育・啓発等に取り組んでいただくようお願いします。

本方針について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所管の学校及び所轄の学校法人等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人理事長及び各大学を設置する学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する学校に対して、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、御周知くださるようお願いします。

- 別添1：性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針 概要
- 別添2：性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針
- 別添3：「生命（いのち）の安全教育」概要資料

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
電話：03-5253-4111（内線 3268、3073）

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

別添1

令和5年3月30日

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

→ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

○ 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討

○ 再犯防止プログラムの拡充

○ 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）

○ 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発等を着実に実施

一方で、依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※）の3年間

※ 第5次男女共同参画基本計画の目標年度

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止（教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次的被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実（地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（困難な女性支援法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間 等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害者の救済（AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- インターネット上の性暴力等への対応（違法行為への厳正な対応、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

本方針に基づき具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

はじめに

(1) 本方針策定の経緯

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されないものである。「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であり、「悪いのは加害者である」、「被害者は悪くない」という認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化していく必要がある。

政府は、被害に遭った方々や支援団体等の熱心な活動によって性犯罪・性暴力のない社会の実現に向けた社会的気運が高まる中、令和2年6月、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

(以下「強化の方針」という。)を策定し、令和2年度から4年度までの3年間で「集中強化期間」として対策の強化に取り組んできた。その間、法務省の法制審議会において性犯罪に対処するための刑事法の整備に係る調査審議が進められてきたところ、政府においては、同審議会による答申を踏まえ、「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」要件の改正、いわゆる性交同意年齢の引上げ、公訴時効の見直し等を内容とする法律案¹及び性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪の新設等を内容とする法律案²の立案作業を行い、令和5年3月、それぞれ閣議決定の上国会に提出したところである。また、関係府省が連携し、性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実に取り組むとともに、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)における支援の充実等、被害申告・相談をしやすい環境の整備や切れ目のない手厚い被害者支援の確立のための取組を進めてきた。さらに、「生命(いのち)の安全教育」の推進や「若年層の性暴力被害予防月間」の実施等、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防のための取組も実施してきた。これらの「強化の方針」に基づく施策は、毎年度、フォローアップを行い、その結果を男女共同参画会議の専門調査会に報告することにより、その確実な実行を図ってきた。

その一方で、性犯罪は、被害者に対し、身体的にも精神的にも極めて重い被害を与える重大な犯罪であるとの理解が浸透してきているが、被害に遭っても誰にも相談できず、適切な支援につながっていない状況も見られる。さらに、令和4年に法整備が行われたAV出演被害の防止と被害者救済の推進、若い世代にとっての身近な問題として近年顕在化しているオンライン上の性暴力やSNSに起因する性被害等の新たな課題への対応など、性犯罪・性暴力対策の更なる強化が必要となっている。

このような状況を踏まえ、これまでの「集中強化期間」による取組を継続・強化するため、令和5年度から7年度までの3年間で「更なる集中強化期間」と位置付けるとともに、同期間における関係府省の取組の方針を示すため、本方針を策定する。

¹ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

² 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

(2) 本方針の位置づけ

本方針は、5年間の施策の大綱を示した第5次男女共同参画基本計画（以下「5次計画」という。）³の確実な実行を図るため、5次計画の目標年度である令和7年度までの3年間において関係府省が連携して取り組むべき施策の方向性を示すものである。本方針に基づいて講ずる具体的な施策等については、毎年の年央に策定される「女性活躍・男女共同参画の重点方針」⁴の策定過程において検討し、同重点方針において示していく。

また、性犯罪・性暴力対策は幅広い分野に渡っており、各分野において計画等が策定されている。本方針による取組は、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」⁵、「「世界一安全な日本」創造戦略 2022」⁶、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」⁷、「第4次犯罪被害者等基本計画」⁸「第二次再犯防止推進計画」⁹等において実施することとされている関連施策とも相互に連携を図りながら実行していく。

また、性犯罪・性暴力対策については、引き続き、被害当事者や被害者支援団体、有識者等の意見を伺いながら、また、「強化の方針」において示した性犯罪・性暴力の6つの特性（別添）を十分に踏まえながら行うものとする。

³ 令和2年12月25日

閣議決定

⁴ 令和4年6月3日

すべての女性が輝く社会づくり本部男女共同参画推進本部決定

⁵ 令和4年5月20日

犯罪対策閣僚会議決定

⁶ 令和4年12月20日

閣議決定

⁷ 令和5年3月30日

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省取りまとめ

⁸ 令和3年3月30日

閣議決定

⁹ 令和5年3月17日

閣議決定

1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用

(1) 刑事法の改正に係る対応

【法務省、関係府省】

性犯罪に対処するための刑事法の整備については、令和3年9月、法務大臣 から法制審議会に法整備の在り方について諮問を行い、同年10月以降、同審議会刑事法（性犯罪関係）部会において調査審議が行われてきたところ、令和5年2月17日に答申が得られた。政府においては、同審議会による答申を踏まえ、「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」要件の改正、いわゆる性交同意年齢の引上げ、公訴時効の見直し等を内容とする法律案¹⁰及び性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪の新設等を内容とする法律案¹¹の立案作業を行い、令和5年3月、それぞれ閣議決定の上国会に提出したところである。今後、同法案の国会における審議等の状況を踏まえ、適切に対応する。また、同法案の成立後は、円滑な施行のため、その内容を広く一般に周知するための広報啓発に取り組むとともに、警察やワンストップ支援センター等、被害者と接する現場職員等が適切に対応できるよう、関係府省が協力して研修の実施等に取り組む。

(2) 刑事手続の運用に関する検討

【法務省】

児童を被害者とする事案において従来から行っている代表者聴取（協同面接、いわゆる司法面接的手法を用いた事情聴取）を含め、被害者の事情聴取の在り方等について、参考となる事例や専門的知見等を踏まえ、より一層適切なものとなるよう検討を行い、可能なものから順次実施する。その一環として、参考となる事例の把握のため、精神に障害のある性犯罪被害者に対する代表者聴取の取組の試行を継続して実施し、課題の把握や、課題に対する適切な対応に努める。

(3) 刑事手続における二次被害の防止及びプライバシー保護

【法務省】

刑事手続において、性犯罪の被害者の二次被害の防止及びプライバシー保護を図る。また、被告人の弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に被害者の人権に対する配慮が求められることにつき、啓発に努める。

(4) 検察官等に対する研修の充実

【法務省】

刑事司法に関わる検察官等について、引き続き、性犯罪に厳正かつ適切に対応できるよう、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、検察官に対し、大学教授（精神科医師）等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を実施する。

¹⁰ 脚注1参照。

¹¹ 脚注2参照。

2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防

(1) 再犯防止対策の更なる強化等

【法務省】

刑事施設及び保護観察所における性犯罪者に対するプログラムについて、性犯罪者処遇プログラム検討会による報告書（令和2年10月）の内容等を踏まえ、プログラムを改訂し、令和4年度から新たなプログラムを実施している。引き続き、指導者育成を進めるなどして、プログラムの充実を図る。

また、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等については、令和4年度までに諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を把握するための調査を行ったところであり、その結果を踏まえ所要の検討を行う。

(2) 地方公共団体による再犯防止施策の支援

【法務省】

令和4年度に、地方公共団体等が活用可能な性犯罪者に対する再犯防止プログラムを開発・提供したところ、その活用が図られるよう地方公共団体等への支援を行う。

また、刑事施設及び保護観察所において、地方公共団体の求めに応じて、性犯罪者に対する再犯防止施策を行うために必要な情報の提供を行っている事例があることを踏まえ、必要な体制ができた地方公共団体に対しては、引き続き、出所者に関する情報を含め、必要な情報提供を行う。

(3) わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止

【文部科学省、こども家庭庁】

本来、こどもを守り育てる立場にある教員や保育士等が、こどもたちに対して性暴力等を行うということは断じてあってはならない。

① 教員等に関する対応

令和3年には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）が制定され、同法及び同法に基づく基本指針等による取組を進めているところ、引き続き、各教育委員会、学校法人等に対して、様々な機会を捉えて周知・徹底を図るとともに、性犯罪・性暴力等の防止に向けた取組を一層徹底するよう指導等をしていく。また、同法に関して、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等した者（特定免許状失効者等）に関する情報を記録するデータベースの適切な運用を行う。さらに、特定免許状失効者等に対する教員免許状の再授与審査に関して、都道府県教育委員会における専門家の適切な確保に資するよう、職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を行うとともに、全国で統一的な運用が行われるよう必要に応じて指導・助言を行う。

② 保育士に関する対応

保育士については、令和4年6月に改正された児童福祉法に基づき、わいせつ行為を行った保育士に対する管理の厳格化を行う。また、わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できる仕組みを構築する。

③ 日本版DBSの導入に向けた検討

【こども家庭庁、法務省、文部科学省、関係府省】

教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を加速し、こどもを性暴力等から守る環境整備を進める。

3 被害申告・相談をしやすい環境の整備

(1) 被害届の即時受理の徹底

【警察庁】

性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを引き続き徹底するとともに、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないよう必要な指導を行う。

(2) 証拠採取・保管体制の整備

【警察庁、内閣府、厚生労働省】

当初は警察への届出を躊躇した被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、全ての都道府県において、警察、ワンストップ支援センター、医療機関が連携し、被害者の希望に応じ、証拠の採取・保管を行うことができる体制を整備する。

(3) 捜査段階における二次被害の防止

【警察庁】

各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進し、被害者の希望する性別の警察官が対応することにより、捜査段階における被害者の精神的負担の緩和に努める。また、被害者の心情やプライバシーに十分配慮した対応を取ることができるよう、性犯罪指定捜査員を指定するとともに、警察官等を対象とした実効性のある研修を実施する。

(4) 警察における相談窓口の周知や支援の充実

【警察庁】

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について、引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じ、更なる周知を図る。

また、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費や、性犯罪被害者を含む犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料について、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対し必要な指導を行う。

(5) 被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組

【内閣府、関係府省】

ワンストップ支援センターは、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うことができる機関であり、全ての都道府県に設置されている。性暴力の被害者が速やかにワンストップ支援センターに相談できるよう、引き続き、関係府省が協力してその周知等に努める。

①ワンストップ支援センターの更なる周知

【内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

性暴力の被害者がワンストップ支援センターに速やかにつながることを重要であることを広く周知する。特に、医療機関、学校、警察等を含む地域の多様な機関への周知徹底を図ることにより、当該機関に相談した被害者が、ワンストップ支援センターにつながるができるようにする。また、被害の潜在化を防ぐため、毎年4月に実施している「若年層の性暴力被害予防月間」等を通じ、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の更なる

周知を図る。

②多様な被害者に寄り添う相談方法の展開

【内閣府】

若年層、障害者、外国人を含む多様な相談者が利用しやすいよう、ワンストップ支援センターにおけるメール相談、SNS相談、オンライン面談、手話、外国語通訳の活用等の取組を推進する。また、誰もが通話料の負担なく、最寄りのワンストップ支援センターに相談できるよう全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の通話料を令和4年11月から無料化したところであり、その利用状況や効果等も踏まえ、今後の運用について検討を行う。さらに、国による性暴力被害者のためのSNS相談事業については、その実施状況等を踏まえて今後の在り方を検討し、引き続き、多様な被害者が相談しやすい環境の整備を図る。

③24時間・365日対応の推進

【内閣府】

性犯罪・性暴力は、夜間休日を含めた緊急対応が必要になることから、都道府県等によるワンストップ支援センターの24時間365日化の取組を引き続き推進する。また、令和3年10月からは、夜間休日の対応が困難なワンストップ支援センター等への対応として「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」事業を実施してきたところ、その利用状況等も踏まえつつ、被害に遭った方が、全国のどこでも夜間休日を含めて相談ができ、適切な支援が受けられるようにする観点から必要な施策等を検討し、実施する。

④相談・支援へのアクセスの確保

【内閣府】

ワンストップ支援センターは、平成30年に全都道府県に設置されたところであるが、多くの都道府県において1か所にとどまっており、被害者の所在地からの距離が遠いなどにより、必要な相談・支援を受けることが容易ではないことが指摘されている。引き続きワンストップ支援センターの増設等に係る検討を促すとともに、連携拠点等の整備、関係機関の連携の強化、オンライン面談の活用等による対応など、地域の実情等に応じて、より相談・支援にアクセスしやすい環境が整備されるよう必要な取組を検討し、実施する。

(6) 学校等で相談を受ける体制の強化

【文部科学省】

教育相談体制の強化のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を引き続き促進するとともに、性犯罪・性暴力の被害に遭った児童生徒等からの相談に適切に対応することができるよう、教育委員会等に対し性被害を含む相談対応に関する周知を図る。

4 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

(1) ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実

① 地域における関係機関とワンストップ支援センターの連携強化

【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ワンストップ支援センターは、地域における被害者支援の中核的な組織と位置付けられるものである。ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、相談支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に

じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、病院（医師、看護師等）、弁護士、婦人相談所、婦人保護施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関との連携の強化を図る。

（警察との連携）

性犯罪・性暴力被害者支援において、ワンストップ支援センターと警察との連携は重要である。被害者の希望に応じて、警察への被害申告等に係る支援を円滑に実施し、被害者支援に必要な情報の共有や意思疎通を図るなど、更なる連携を推進する。

（医療機関との連携）

性犯罪・性暴力被害者の支援において、病院（産婦人科、精神科等）との連携は重要である。中核的病院をはじめとした医療機関や医師との連携等について、更なる推進を図る。

（こどもの被害に関する連携）

こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応することができるよう、ワンストップ支援センターと関係機関との連携体制の構築を進める。

②ワンストップ支援センターの支援体制の整備と対応能力の向上等 【内閣府】

ワンストップ支援センターの運営の安定化と必要な人員の確保等を図るため、引き続き、性犯罪・性暴力被害者のための交付金等により、都道府県等に対する必要な支援を行う。特に、ワンストップ支援センターにおける支援の質の維持・向上のためには、相談員等の安定した雇用環境が不可欠である。このため、都道府県等が交付金の活用により、ワンストップ支援センターの安定的な運営を図るとともに、コーディネーター、相談員、事務職員等について常勤化を図る等、適切な処遇により職業として確立できるよう支援する。

また、全国のワンストップ支援センターにおける相談支援の水準の向上等に資するため、支援状況に関する調査等を継続的に行うとともに、共通相談票の導入や、支援員の役割や専門的知見への地域における評価の確立を図る取組等を含め、国内外の先進事例等も踏まえつつ必要な施策を検討し、その実施を図る。

さらに、全国のワンストップ支援センターがネットワークを構築できる会議の開催等により、地域における関係機関との連携等に関する好事例を横展開するなど、ワンストップ支援センター間において、相互の連携及び学び合いを促進する。

③相談員の支援能力・専門性の向上のための研修の実施 【内閣府、警察庁、関係府省】

ワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力の向上のための研修は不可欠である。このため、各都道府県等による取組を促すとともに、国においても、相談員、センター長・コーディネーター、行政職員、医療関係者に対する研修の充実に努める。また、オンライン研修教材について、支援に必要な基本的知識から新たな課題まで包括的に学習できるよう一層の充実に努める。さらに、関係法令の改正がなされた際は、ワンストップ支援センターの職員等が改正内容について十分に把握した上で適切な対応ができるよう、関係省庁の協力を得て十分な研修を実施する。併せて、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援について学べるよう研修教材を作成、提供する。

さらに、ワンストップ支援センターと警察を含む関係機関の連携強化のため、合同の研修や講師の相互派遣等の取組を促す。

(2) 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成

①拠点となる医療機関等との提携の推進

【内閣府・厚生労働省】

性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実のため、各地域において、病院へのワンストップ支援センターの設置、中核的病院をはじめとした医療機関等との提携等の推進を図る。特に、中長期的な関係の構築を見据えて公立病院や公的病院へのワンストップ支援センター設置や提携を含め、関係強化を図る。

②性犯罪・性暴力に関する専門知識を有する医療人材の養成

【厚生労働省】

性犯罪・性暴力被害者の支援においては、被害者の健康回復、被害の拡大防止、犯罪事実の一部の特定を行う医療関係者の役割が極めて重要であることから、地域において性暴力被害者の支援を行う医療関係者等の専門家を育成するためのOJTを含む実技研修等を実施する。また、トラウマを抱えた被害者からの相談が少なくないものの、地域において対応できる医師の不足が課題として指摘されていることから、必要な治療を行える医師等の専門職の育成を促進するとともに、適切な処遇について検討を行う。

(3) 中長期的な支援体制の充実

①困難女性支援法に基づく中長期的支援

【厚生労働省、内閣府】

性的な被害を含む様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の支援を目的として、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が制定された。同法の施行（令和6年4月）に向けて着実に準備を進める。

同法及び同法に基づく基本方針に基づき、支援調整会議の場に関係機関が参画することによる連携体制の構築及び研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組む。また、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害による心的外傷等を抱えている者の場合は同被害の対応について専門的な知見を有し、被害直後からの支援を総合的に行うワンストップ支援センター等の支援機関との連携を図る。

② 法的支援の充実

【法務省】

性犯罪等の犯罪被害者の経済的な負担を軽減するため、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助の在り方等について検討する。

(4) 多様な被害者支援の充実

【内閣府、警察庁、法務省】

警察、検察、ワンストップ支援センターなどの関係者が、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、関係機関において協力しつつ、相談支援の実情等を踏まえた研修を実施する。

5 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

(1) 発達段階に応じた教育・啓発活動

【文部科学省、こども家庭庁】

①「生命（いのち）の安全教育」の取組の推進

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。そのためには、こどもたちに、そして、社会に①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）のメッセージを強力に発信し続けることが重要である。このため、発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において、引き続き、「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進する。

②教職員等への研修

教職員等への研修の充実等のため、教育委員会等に対し、本方針等の周知を図る。

③性差別意識の解消

こどもたちの指導に役立つプログラムの開発・普及を通じ、引き続き、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。

④学校等における教育や啓発の内容の充実

＜小学校・中学校＞

・防犯教室等の講師となる教職員に対する指導法等の講習会を実施し、その講習を受けた教職員が児童生徒に対して安全教育を実施する。

＜小学校高学年・中学校＞

・指導者セミナー等を通して学校における情報モラル教育を推進する。

＜高校・大学等＞

・通知の周知等により、性暴力等の防止に向けた各大学等の取組を促す。

(2) こどもの犯罪被害防止対策の実施

【警察庁、文部科学省】

こどもの性犯罪・性暴力の被害において、インターネットの利用に伴うものが多くみられることを踏まえ、文部科学省と警察庁が共同で、こどもの犯罪被害防止対策を周知するため、具体的な犯罪被害事例や犯罪手口を盛り込んだリーフレット等を作成し、広報啓発活動を推進する。

(3) 社会全体への啓発

【内閣府、こども家庭庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

性犯罪・性暴力の根絶のためには、それが個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であることについて、社会全体で認識を共有する必要がある。そして、「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であり、「悪いのは加害者である」、「被害者は悪くない」ということや、誰もが加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう社会全体で取り組む必要があることなどについて、「若年層の性暴力被害予防月間」（毎年4月）や「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日）を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で徹底した広報活動を展開し、啓発を強化する。

6 新たな課題等への対応

性犯罪・性暴力の被害をめぐる状況は、デジタル技術の進展を始めとする急速な社会の変化等に伴い、日々刻々と変化している。昨今の状況を踏まえ、本方針に新たに記載することとした以下の事項を含め、現状を適切に把握しつつ、迅速に対応していくことが求められる。本方針を取りまとめた関係府省会議の構成府省が一体となり、また、当該分野に関わりの深い他の省庁とも緊密に連携しながら、毎年度の女性活躍・男女共同参画の重点方針の策定等を通じて、必要な施策を立案・実行していく。

(1) AV出演被害の防止及び被害者の救済 【内閣府、警察庁、法務省、関係府省】

AV出演被害の問題は、被害者の心身や私生活に将来にわたって悪影響を与える重大な人権侵害である。令和4年6月に制定されたAV出演被害防止・救済法¹²により、出演被害の防止と被害者の救済が適切に図られるよう、同法の趣旨や契約の特則等について引き続き周知を図るとともに、出演契約について無条件で解除できること等について、SNSの活用等による集中的な広報を実施する。また、出演被害の相談窓口となるワンストップ支援センターにおいて、被害者の心身の状態及び生活の状況等に配慮した適切な支援が行われるよう、相談対応や法的支援に係る取組等を促進する。さらに、関係機関等の協力を得て、差止請求や拡散防止に係る措置に関する支援の充実に取り組む。

また、警察においては、AV出演被害防止・救済法等に基づき、相談者の心情等を十分に酌み取りつつ、必要な聴取を行い、犯罪行為が認められる場合には厳正な取締りを行うとともに、相談者の必要に応じ、ワンストップ支援センター等と連携して支援を行う。

¹² 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号）

(2) インターネット上の性暴力等への対応

①違法行為への厳正な対処

【警察庁、法務省、関係府省】

児童買春・児童ポルノ等に関する被害の問題については、関係法令の適用により、違法行為に対して、事案に応じたより一層厳正な対処を行う。また、リベンジポルノやいわゆるディープフェイクポルノ等に関しては、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。

②児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

【警察庁】

サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター、匿名通報事業等に寄せられた通報を通じて児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、把握した違法情報等については、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対して削除依頼を実施する。

③ SNSに起因する被害の防止

【警察庁】

SNSに起因する事犯を防止するため、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を引き続き推進する。また、本取組に際しては、AI技術の活用やボランティアとの連携等、より効果的な手法の導入を検討する。

④安全・安心な利用のための教育・広報啓発

【警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、関係府省】

インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。

特に、自画撮り被害（だまされたり、脅かされたりして若年層・児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。）を防止するため若年層、児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の包括的な対策を総合的に推進する。

(3) 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行

【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、関係府省】

痴漢は重大な性犯罪である。痴漢の撲滅に向けて、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」において取りまとめた痴漢を防ぐ取組、加害者の再犯を防ぐ取組、被害者を支える取組、社会の意識変革を促す取組等に関する施策について、関係府省の連携の下で確実に実行する。

(4) 性犯罪・性暴力被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

【内閣府、警察庁、法務省、関係府省】

性犯罪・性暴力被害者や支援者等の声は、性犯罪・性暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成に大きな役割を果たしてきた。性犯罪・性暴力の被害者や支援者等に対して、インターネット上等での誹謗中傷が行われることにより、その尊厳が損なわれたり、活動への支障等により性犯罪・性暴力の根絶に向けた歩みが妨げられるようなことはあってはならない。あらゆる機会を通じ、こうした姿勢を発信すること等により、性犯罪・性暴力被害者や支援者等への誹謗中傷行為を許さない社会規範の形成に努め、その防止を図る。

また、刑罰法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正に対処する。

| |
|------------|
| 7 方針の確実な実行 |
|------------|

(1) 本方針の実行と周知

本方針については、令和7年度末までの「更なる集中強化期間」において、各府省で必要な制度改正や予算確保を通じて施策の充実を図るとともに、性犯罪・性暴力に対応する現場において当該施策に係る取組を徹底する。また、地方公共団体や関係機関に対して、本方針及びこれに基づく各府省の具体的取組について周知を行う。

(2) フォローアップ等

本方針の実施にあたっては、毎年度、進捗状況等についてフォローアップを行う。その結果については、翌年の女性活躍・男女共同参画の重点方針の策定や令和7年に見込まれる第6次男女共同参画基本計画の策定において活用する。

また、本方針の実施やフォローアップにあたっては、令和5年度に実施予定の「男女間の暴力における調査」その他の調査等を活用し、性暴力被害の実態の的確な把握に努めるとともに、被害者支援に携わる方々（支援団体やワンストップ支援センター等）や有識者等からの意見を継続的に聴き、また、先行して様々な取組を行っている地方公共団体の取組も参考としていく。

性犯罪・性暴力の特性

(「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」抜粋)

- 性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いこと。レイプ被害者の半数程度がPTSDの症状を抱えるとも言われており、日常生活に深刻な影響を及ぼすこと。
- 被害者が勇気を出して相談しても、二次被害が生じ、被害を誰にも話さなくなり、社会が被害の深刻さに気付かず、無知、誤解、偏見がそのまま温存されるといった悪循環に陥っている場合があること。
- 加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあり、特にこどもは、親、祖父母やきょうだい等の親族や、教師・コーチ、施設職員等、自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けることや、被害が継続することも多いところ、このような相手からの被害や、継続的な性被害を受けている最中である場合には、被害を他人には言えない状況があること。
- 同じ加害者による類似の性犯罪・性暴力事案が何度も繰り返される例が少ないこと。
- 障害者が被害を受けることが多い一方で、被害が潜在化しやすいという指摘があること。
- 男性やセクシュアルマイノリティが被害に遭った場合、被害を申告しにくい状況があること。

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|
| <p>【幼児期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない ・いやな触られ方をした場合の対応 等 | <p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない ・いやな触られ方をした場合の対応 ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等 | <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分と相手を守る「距離感」について。 ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示） ・性暴力被害に遭った場合の対応 等 | <p>【高校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分と相手を守る「距離感」について。 ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラ等の例示） ・二次被害について ・性暴力被害に遭った場合の対応 等 | <p>【特別支援教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。 ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。 | <p>【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力の例、実態 ・身近な被害実態 ・性暴力が起きないようにするためのポイント ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等 |
|--|--|--|--|--|---|

各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。
 教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。
 文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



幼児向け教材例

みすぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

小学生向け教材例

SNSを使うときに気をつけること
SNSでやりとりしている相手は
本当に信らしいいい人なのかな？

中学生向け教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 身体的暴力 | 精神的暴力 | 性的暴力 | 経済的暴力 |
|-------|-------|------|-------|

- ・暴力を手段として、相手を思い通りにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- ・殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行動もDVです。

こんな思い込みをしてみてくださいか？

- 相手を抱え込み、束縛、監視することが愛情表現
- 愛の深い暴力は許される
- 愛の深い暴力は許される
- 愛の深い暴力は許される

親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- ・自分がいやだと思ったことはいやと言える
- ・相手がいやがることはしない

高校生向け教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつつていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

| | | |
|--------|--------|----------|
| 自分を大切に | 相手を大切に | 暴力をゆるさない |
|--------|--------|----------|

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

- 自分の下着や裸の写真を送ったり、見せたりしない
- 相手の下着や裸の写真を送ったり、見せたりしない
- 誰かの性的な写真が送られてきたら、そのお返しに誰かに送ってあげる人に相談しましょう

生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

- ・「生徒指導提要」とは、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等**について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書**として作成したものである。
- ・平成22年に初めて作成して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、**生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂を行い、令和4年12月に公表**。

「生命（いのち）の安全教育」の関連箇所

「第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導－第12章 性に関する課題」(P255～P261)

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

12.3.1 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開

<ポイント>

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から整理

○該当箇所抜粋



<図19 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造>

……発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うことになります。

<ポイント>

・「生命（いのち）の安全教育」を推進する基盤として、安全で安心な学校環境をつくることも不可欠とし、「生命（いのち）の安全教育」の目標及び各発達段階に応じたねらいを示す。

・児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に「生命（いのち）の安全教育」を実施するための留意事項を示すとともに、未然防止教育における具体的な取組を示す。

○該当箇所抜粋

| 段階 | ねらい |
|----------|--|
| 幼児期 | 幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。 |
| 小学校（低学年） | 自分と相手の体を大切にすることを理解し、自分の体を守る方法を身に付けることができるようになる。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようになる。 |
| 小学校（高学年） | 自分と相手の心を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようになる。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようになる。 |
| 中学校 | 性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方や態度を身に付けることができるようになる。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようになる。 |

未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になります。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけます。具体的には、次のような取組を行います。

- ・幼児期や小学校低学年の早い時期から、他の人の水着で隠れる部分を見たり触ったりすること、口や体に触れることは、相手に不快な思いをさせることであることを、発達を踏まえ、分かりやすく指導する。
- ・小学校高学年や中学校の段階では、裸の写真や動画を撮る・送ることは、性的加害であり犯罪を含む危険があることを理解させる。
- ・中学校や高校の段階では、「デートDV」等を例に挙げ、親密な関係でも相手が嫌というこはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。

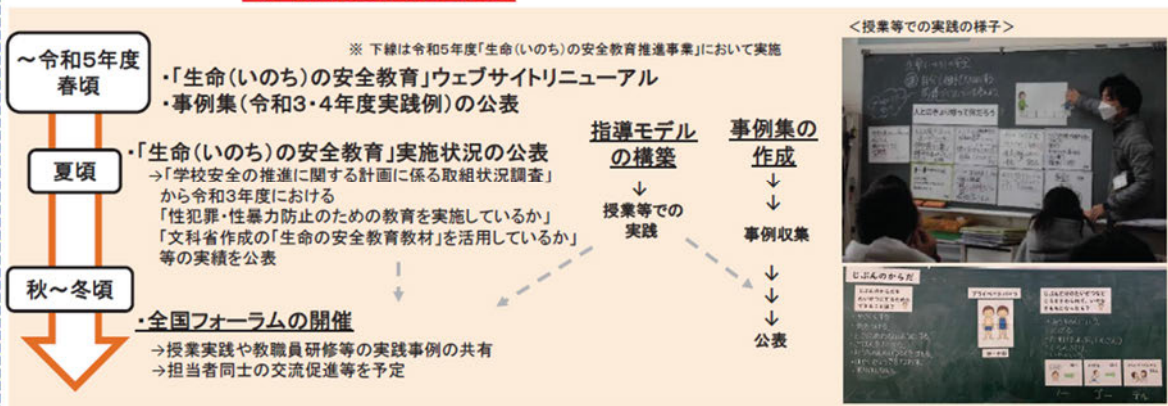
「生命（いのち）の安全教育」の今後の展開について

令和2年度から令和4年度までの取組：教材・指導の手引きの作成、動画教材の作成、モデル事業の実施を通じ、

「生命（いのち）の安全教育」の導入に参考となるコンテンツの作成・普及による環境整備

- 教材・指導の手引きの作成・公表（令和3年4月）→教材等を活用した指導モデルの作成（令和3年度～）・事例集の作成（令和4年度～）
- 動画教材の作成・公表（令和4年6月）、教員向け研修動画の作成・公表（令和4年11月）
- 生徒指導提要の改訂にあたり、性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む（令和4年12月）

今後の取組：これまでの取組を継続しつつ、**学校現場での実践をより後押しする取組を通じ、全国展開を強力に推進**



上記の他、各種会議等を通じ、教育委員会等に向け「生命（いのち）の安全教育」の実施のための働きかけを随時行う。

49. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（抄）（令和3年6月11日通知）

この度、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）が公布されましたので、その概要等について通知します。

3文科教第268号
令和3年6月11日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長 殿
附属学校を置く各国公立大学長
各文部科学省所轄学校法人理事長
教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長

文部科学事務次官
藤原 誠

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（通知）【抄】

この度、第204回国会において、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）が成立し、令和3年6月4日に公布されました。

この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としており、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

法においては、対象となる児童生徒等や児童生徒性暴力等の定義等のほか、児童生徒性暴力等の禁止、基本理念、国、地方公共団体、任命権者等、学校の設置者、学校及び教育職員等の責務、児童生徒性暴力等を理由として教員免許状が失効した者（以下「特定免許状失効者等」という。）のデータベースの整備や教育職員等・児童生徒等に対する啓発を含む教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置とともに、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関しては、改善更生の状況などその後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められる場合に限り認められることとする教育職員免許法の特例等について規定されています。

また、法ではこれらに関して、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的か

つ効果的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を文部科学大臣が定めることが規定されています。

衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会においては、別添④及び⑤のとおり決議が付されています。

文部科学省においては、今後、法や、提案者から提案理由説明で明確にされた、教員による児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されるものではなく、児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員が教壇に戻ってくるという事態はあってはならない旨の立法趣旨及びこれらの決議を十分に踏まえ、基本指針の策定をはじめとして、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を通じ、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進してまいります。

各地方公共団体等におかれても、法の意義等を御理解の上、また、今後国が定める基本指針等も十分に踏まえ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の推進を図っていただくようお願いいたします。また、法が施行されるまでの間であっても、法の趣旨等や「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」（令和3年4月9日付け3文科初第45号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）等を踏まえ、児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を進めるとともに、児童生徒性暴力等を行った教員について厳正に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市を除く。）及び所轄の学校法人等（文部科学省所轄の学校法人を除く。）に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いいたします。

（別添）

- ①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要
- ②教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律のあらまし（令和3年6月4日付け官報）
- ③教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）
- ④教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（衆議院文部科学委員会）
- ⑤教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

TEL：03-5253-4111（内線4407）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案 概要

目的

児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。
 (※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。)
 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。

禁止行為

教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

理念
責務等

◎基本理念 (施策の推進に当たっての**基本的認識**、児童生徒等の**安心の確保**、**被害児童生徒等の保護**、**適正かつ厳格な懲戒処分等** 等)
 ◎国等の責務 (国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等)
 ◎法制上の措置等 について規定



基本指針

文部科学大臣は、基本指針を策定。

防止に関する措置

| | | |
|---|---------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 教育職員等に対する啓発 ② 児童生徒等に対する啓発 ③ データベースの整備等 ④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会 | <p>早期発見 対処に関する措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 早期発見のための措置 ② 学校への通報、警察署への通報等 ③ 専門家の協力を得て行う調査 ④ 児童生徒等の保護支援等 ⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処 |
|---|---------------------------------|--|

再免許の特例

◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが相当である場合に限り、再免許を授与することができる。
 ※ 児童生徒性暴力等を行ったことで**免許失効等となった者は**、現行の教育職員免許法の欠格期間経過後、上記の**厳しいルール**に基づき再免許授与の可否を判断。

施行期日

◎一部の規定を除き、公布の日から起算して一年以内に施行

検討

◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討
 ◎3年後の見直し

50. 子供や若者を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等
について（令和3年4月16日通知）

3 文 科 教 第 9 6 号
令 和 3 年 4 月 1 6 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長
義 本 博 司
(公印省略)
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
瀧 本 寛
(公印省略)
文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長
伯 井 美 徳
(公印省略)

子供や若者を性暴力の当事者にしないための
「生命（いのち）の安全教育」の教材等について（通知）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

令和2年6月に政府が決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下「強化の方針」という。）では、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進することとされ、わかりやすい教材や啓発資料、手引書等を作成、周知し、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにするとされております。

また、高等教育機関においても新入学生への周知を行うことで理解の促進を図ることが求められております。

このため、文部科学省と内閣府が協力して、「生命（いのち）の安全教育」を実施する際に活用できる発達段階に応じた教材や啓発資料及び指導の手引き等を作成しました。本教材等は文部科学省ホームページからダウンロードが可能です。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

については、各位におかれても本教材等について十分了知されるとともに、強化の方針の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化に向けた本教材等の積極的な活用について御協力をお願いします。

本教材等について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体の長及び文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する大学に対して、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、御周知くださるようお願いします。

（参考）ダウンロード可能な教材等

①教材、啓発資料

(1) 幼児期

(2-1)小学校(低・中学年)

(2-2)小学校(高学年)

(3) 中学校

(4) 高校

(5) 高校(卒業直前)・大学・一般〔啓発資料〕

②指導の手引き

③保護者向け案内ひな形

④生命(いのち)の安全教育概要資料〔別添資料〕

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

電話:03-5253-4111(内線 3268、3073)

生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていきます。

この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。ついては、教職員各位におかれても「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について十分了知されるとともに、生命の安全教育の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

1. 生命の安全教育 概要

- ・ 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- ・ 具体的には、生命の尊厳を学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に
する考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

実施方法












児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

2. 教材・指導の手引きの内容

- ・ 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- ・ 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- ・ 児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。
なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようご留意ください。
- ・ 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

主な教材の内容

| | | | |
|---|---|---|---|
|  <p>【幼児期】 ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない ・いやな触られ方をした場合の対応 等</p> |  |  <p>【高校】 ・自分と相手を守る「距離感」について ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示） ・二次被害について ・性暴力被害に遭った場合の対応 等</p> |  |
|  <p>【小学校】 ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない ・いやな触られ方をした場合の対応 ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等</p> |  |  <p>【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】 ・性暴力の例 ・身近な被害実態 ・性暴力が起きないようにするためのポイント ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等</p> |  |
|  <p>【中学校】 ・自分と相手を守る「距離感」について ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示） ・性暴力被害に遭った場合の対応 等</p> |  |  <p>【特別支援教育】 ・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。</p> | |

各段階の教材・指導の手引きは、以下のサイトよりダウンロードできます。各学校において、授業等での教材の投影・配付等をお願いいたします。
文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」
(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

3. 教材例

- 各校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除、改変も可能。
- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

幼児向け 教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

いろいろなむとにみせるところじゃないんだね!

くら・かお もだいじだよ!

中学生向け 教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

| 身体的暴力 | 精神的暴力 | 性的暴力 | 経済的暴力 |
|-------|-------|------|-------|
| | | | |

- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをいませんか？

- 相手を強引にしたり、強要するのは暴力が許される
- 男は強引はいいが女は素直にしががめ

親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切にしよう

- 自分がいやだと思ったことはいやと伝える
- 相手がいやがることはしない

小学生（低・中学年）向け 教材例

ワークシート

じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？

高校生向け 教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

| 自分を大切に | 相手を大切に | 暴力をゆるさない |
|--------------------------|--------------------------------|---|
| 自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない | 相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない | 誰かの性的な写真が送られてきたら、そのまましないで返信できる人に相談しましょう |

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

小学生（高学年）向け 教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らしいいい人なのかな？

高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

（※生徒等の状況等を踏まえ、必要に応じ指導）

お互いの心と体を大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—

誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。この冊子には、自分の心と体を大切に、周りの人の心と体を大切にすることを学べます。一人で、あるいは周りの人と一緒に読んで、今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

- 性暴力とは
- そのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きているの？
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先

51. 「生命（いのち）の安全教育」に関する教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について（周知）（令和4年11月11日事務連絡）

子供たちを性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教員向け研修動画を公開しましたので、1人1台端末等による児童生徒向け動画教材の活用等と併せてお知らせします。

事 務 連 絡
令和4年11月11日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
各 都 道 府 県 子 ども ・ 子 育 て 支 援 新 制 度 担 当 課 御 中
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 附 属 学 校 担 当 課
高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 公 立 大 学 法 人 を 設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 担 当 課

文 部 科 学 省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
初等中等教育局健康教育・食育課

「生命（いのち）の安全教育」に関する
教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について（周知）

文部科学省では、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けるための「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

令和3年4月には、内閣府と連携し、発達段階に応じた教材や啓発資料及び指導の手引き等を作成・公表しましたが、この度、独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を作成・公開しました。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的に御活用ください。

また、令和4年6月には教材及び指導の手引きに対応した児童生徒向けの動画教材も公開しておりますので、併せてお知らせします。児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください。

加えて、学校における性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて指導いただいているところです。具体的な指導に当たっては、例えば、小学校体育科の体の発育・発達についての学習、中学校保健体育科の心身の機能の発達についての学習、中学校特別活動の思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応についての学習などに関連付けて、必要に応じて、「生命（いのち）の安全教育」の教材等を御活用いただき、児童生徒が性に関して正しく理解し適切な行動を取れるよう、学習指導要領に基づく着実な指導に努めていただくようお願いいたします。

(参考：性に関する指導の主な記述箇所)

○小学校学習指導要領

第2章第9節体育の第2〔第3学年・第4学年〕2G(2)ア(イ)及びイ第6章特別活動の第2〔学級活動〕2(2)ウ

○中学校学習指導要領

第2章第7節保健体育の第2〔保健分野〕2(1)ア(オ)及びイ、(2)ア(イ)及びイ第5章特別活動の第2〔学級活動〕2(2)イ、ウ

○高等学校学習指導要領

第2章第6節保健体育の第2款第2保健の2(1)ア(イ)及びイ、(3)ア(ア)及びイ第5章特別活動の第2〔ホームルーム活動〕2(2)イ、エ、オ

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く。）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市町村及び所管の私立学校法人、保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、高等専門学校及び公立大学法人を設置・設立する各地方公共団体におかれましては、その設置・設立する高等専門学校及び公立大学法人に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

○独立行政法人教職員支援機構「校内研修シリーズ」

- ・ 子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」について

https://www.youtube.com/watch?v=2xyH7RP_N7I



○「生命（いのち）の安全教育」動画教材

- ・ 幼児期向け

<https://www.youtube.com/watch?v=EHIygZz7WjE>



- ・ 小学校（低・中学年）向け

<https://www.youtube.com/watch?v=ddSdG7Doy7Q>



- ・ 小学校（高学年）向け

<https://www.youtube.com/watch?v=MBMOWBRHDtk&feature=youtu.be>



- ・ 中学生向け

<https://www.youtube.com/watch?v=jxSjF1Ts9fM&feature=youtu.be>



- ・ 高校生向け

https://www.youtube.com/watch?v=DBqxgs_KV1g&feature=youtu.be



- ・ (参考)「生命（いのち）の安全教育」教材、指導の手引き等

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



【本件連絡先】

(生命（いのち）の安全教育について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

電話：03-5253-4111(内線 3268、3073)

(性に関する指導について)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

電話：03-5253-4111(内線 2918)

52. 「生命（いのち）の安全教育推進事業」の取組に関する実践事例集について（周知）（令和5年7月5日事務連絡）

学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組として、実践事例集を作成しましたのでお知らせします。「生命（いのち）の安全教育」は、各自治体や学校等で取組を進めていただくことが重要であるため、全国の学校等において本事例集を御活用いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和5年7月5日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市保育所・認定こども園担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課
高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「生命（いのち）の安全教育推進事業」の取組に関する実践事例集について（周知）

平素より文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

文部科学省では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を踏まえ、子供たちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」教材及び指導の手引きを作成し、公表しています。

また、これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとなっております。

さらに、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」においては、「生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これまで構築

した多種多様な指導モデルも活用しながら、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。」とされています。

このような中で、学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成しました。 本事例集は、幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を、全体計画、目標、学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等の構成によりまとめています。

昨年 12 月に改訂された生徒指導提要では、課題未然防止教育として、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施することとされており、各自治体や学校等で取組を進めていただくことが重要であるため、全国の学校等において本事例集を御活用いただきますようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、市（指定都市を除く）町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等に対して、各都道府県におかれては、市町村及び所轄の私立学校法人、保育所、認定こども園に対して、各指定都市・中核市におかれては、所轄の保育所、認定こども園に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては、その設置する学校等に対して、高等専門学校及び公立大学法人を設置・設立する各地方公共団体におかれましては、その設置・設立する高等専門学校及び公立大学法人に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

< 「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集 >

文部科学省HP「性犯罪・性暴力対策の強化について」に掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

※同ページには、「生命（いのち）の安全教育」の教材をはじめ、「生命（いのち）の安全教育」を実施するに当たり参考となる情報を掲載し、随時更新しております。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画学習室 男女共同参画推進係

電 話：03(6734)2654

Eメール：danjo@mext.go.jp

53. 「生命（いのち）の安全教育」について

生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP
はこちら→



幼児期 小学校（低・中学年） 小学校（高学年） 中学校 高校



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官
森本 晋也



＜動画の構成＞

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集

- 学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成
- 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を掲載

事例集の内容

- I 事業概要
- II 各実践校における全体計画例
- III 『生命（いのち）の安全教育』実践事例（学校種別）
 - 1 幼稚園・保育園・認定こども園
 - 2 小学校
 - 3 中学校
 - 4 高等学校
 - 5 特別支援学校（学級）

- IV 資料編
 - 資料1 事例集作成に係る検討会における意見 ※授業での留意点
 - 資料2 性犯罪・性暴力被害に関する実態データ
 - 資料3 各実践校にて使用したスライド教材（別冊）

学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等をまとめています。

学校：（中学2年級）

生命（いのち）の安全教育

指導計画

| 時 | 主な学習活動 | 指導上の留意点 |
|---|--|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ● よのぬい人間関係について理解する。 ● 体心の関係について理解する。 ● 性暴力（デートDV、さらる）について理解する。 ● 性暴力が起きないようにするための方法について考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 心身には関係があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようになる。 ● 言葉遣いや行動が相手への影響を及ぼすことを理解する。 ● 自己の気持ちや意見を尊重し、よのぬい（さらる）人間関係を築くことができるようになる。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ● 性暴力に遭ったときの対応方法を理解する。 ● 学校などに性暴力への対応方法について話し合い、対応力を高める。 ● 性暴力への対応について考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事例等を通じて、性暴力の被害や加害を認識し、デートDV、さらるで考えない相手との関係性の重要性について考える。学校での意思決定ができるようになる。 |

授業の展開

- 1 時間目の展開
 - よのぬい人間関係について理解する。
 - 体心の関係について考える。
 - 性暴力（デートDV、さらる）について理解する。
 - 性暴力が起きないようにするための方法について考える。

学習活動 ● 主な展開 ● 生徒の反応

| 学習活動 | 主な展開 | 生徒の反応 | 指導上の留意点 |
|---------------------------------|--|--|--|
| ● 授業上の注意点について知る。 | ● 授業中に不慣れな言葉や表現が出てきたら、教師に声をかけてほしいと声を伝える。 | ● 授業のめざす授業内容を理解する。 | ● 授業のめざす授業内容を理解する。 |
| ● 授業のめざす『生命（いのち）の安全教育』の学習目標を学ぶ。 | ● よのぬい人間関係について理解する。 | ● よのぬい人間関係は自分と自分以外の関係の中で、お互いの気持ちや意見を尊重し、よのぬい（さらる）人間関係を築くことができるようになる。 | ● よのぬい人間関係は自分と自分以外の関係の中で、お互いの気持ちや意見を尊重し、よのぬい（さらる）人間関係を築くことができるようになる。 |

生命（いのち）の安全教育の取組に関する実践事例集は、以下のページに掲載しております。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



性に関する指導について

・学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

・指導に当たっては、①児童生徒の発達の段階を踏まえること ②学校全体で共通理解を図ること ③保護者の理解を得ることなどに配慮するとともに、④事前に、集団で一律に指導（集団指導）する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別しておくなど、計画性をもって実施することが大切である。

学習指導要領及び解説（体育科、保健体育科）の主な記述

小学校

- 体は思春期になると次第に大人の体に近づき、休つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。異性への関心が芽生えること。

中学校

- 思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること（射精、月経、性衝動、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにする）。
- 妊娠や出産が可能となる観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。
- 後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感感染症についても取り扱う。

高等学校

- 生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること（自分の行動への責任感、異性を理解・尊重する態度、性に関する情報等への適切な対処が必要であることを理解できるよ）
- 妊娠中絶の心身への影響などについて理解できるようにする。
- 感染症の予防には、個人の取組及び社会的な対策を行う必要があること（エイズ及び性感感染症についても、その原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策についても理解できるようにする）。

個別指導の例

- 個々の児童生徒の状況等に応じて、
- 児童生徒からの相談に基づき指導したり、
 - 生徒指導上の問題を抱えている児童生徒に対して指導したりするなどの個別指導が行われている。

文部科学省の取組

- 教育委員会担当者や教員等を対象に連絡協議会や研修等を実施
- 妊娠・出産や性感感染症等の内容を含む健康教育に関する教材を作成・固知
- 関係省庁と連携し、産婦人科医や助産師等の外部講師を活用することに ついて教育委員会へ周知

（参考）

- 性に関する指導とともに、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」を推進

55. 外国語教育に関する計画等及び活用可能な資料・教材等

1. 外国語教育に関する計画等

教育振興基本計画（第4期）（抜粋）（令和5年6月16日）

目標4 グローバル社会における人材育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性・包摂性、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成する。また、日本社会の多様性・包摂性を高めるとともに、日本を深く理解する外国人を養成するため、外国人学生・生徒の受入れを推進する。

【指標】

- ・英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加（5年後目標値：6割以上）
- ・全ての都道府県・政令指定都市において、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5年後までに5割以上にすることを目指す
- ・特にグローバルに活躍することが期待される層の拡充に向けて、高等学校卒業段階でCEFRのB1レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加（5年後目標値：3割以上）

○外国語教育の充実

- ・外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、教材・指導資料の配布やデジタルを活用したパフォーマンステストの実施などICTの一層の活用促進、教師の養成・採用・研修の一体的な改善、特別免許状の活用や専科教師
- ・外国語指導助手（ALT）配置等の学校指導体制の充実など、総合的に推進する。
- ・各都道府県等の負担軽減など必要な改善を行いつつ、「英語教育改善プラン」の策定とそれに基づく計画的な取組を促し、英語教育実施状況調査等を通して継続したフォローアップを行うことにより、PDCAサイクルを着実に機能させ、生徒や教師の英語力や指導力の向上を図る。
- ・大学入学者選抜において、「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力を適切に評価するため、各大学の個別選抜について、優れた取組を幅広く普及するなど、各大学の取組を推進していく。

2. 学習指導要領に対応した外国語教育に関する指導資料、教材等

- ・文部科学省 外国語教育ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/index.htm

- ・学習指導要領・学習指導要領解説

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

- ・学習指導要領に対応した小学校外国語教育教材

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm

- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 小学校外国語、中学校外国語・高等学校外国語編

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>

- ・MEXCBT を活用した 英語「話すこと」「書くこと」の力の強化

https://www.mext.go.jp/content/20240509-mxt_kyoiku01-100000662_1.pdf

- ・外国語の指導における ICT の活用について（教科指導における ICT の効果的な活用のための参考資料）

https://www.mext.go.jp/content/20200911-mxt_jogai01-000009772_13.pdf

- ・教員の ICT 活用指導力の向上（外国語活動、外国語科）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00012.html

- ・子供の学び応援サイト（学習支援コンテンツポータルサイト）教師の指導に活用できるコンテンツ、教師を目指す学生の英語力向上にも資する学習コンテンツを掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

- ・YouTube 文部科学省公式 MEXTchannel 「外国語教育はこう変わる！」シリーズ（小・中・高等学校の授業映像、解説動画等を掲載）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>

- ・令和5年度英語教育実施状況調査（生徒や教師の英語力、授業改善状況のデータ（全国、都道府県等別）を掲載）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1415043_00005.htm

- ・全国学力・学習状況調査

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>

- ・えいごネット（一般財団法人 英語教育協議会（ELEC） 文部科学省協力 のサイト）

<http://www.eigo-net.jp/>